

令和7年度補正
クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた
充電・充てん設備等導入促進補助金

応募要領

戸建て住宅充電用コンセント



一般社団法人次世代自動車振興センター

令和8年3月

補助金の交付申請および受給される皆様へ

一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という）が交付する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」（以下「本補助金」という）は、国庫補助金等の公的資金を財源としています。このため、その適正な執行が社会的に強く求められており、センターとしても本補助金に係る不正行為に対しては厳格に対処いたします。

以下の点を十分にご理解の上、申請または受給していただきますようお願い申し上げます。

1. 本補助金の申請者がセンターに提出する書類には、如何なる理由があっても、虚偽の記載を行わないで下さい。
2. 偽りその他の不正な方法により本補助金を受給した疑いがある場合には、センターとして、必要に応じて調査などを行います。
3. 特に、反社会的勢力およびそれに準ずる者には補助金は交付しません。
4. 本補助金を受けて取得した充電用コンセントは、一定の年数は処分（譲渡、交換、貸し付け、廃棄または担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為をいう）できません。（以下「処分制限期間」という）。処分制限期間内に処分しようとするときには、事前にセンターの承認を受けなくてはなりません。なお、センターは必要に応じて管理状況について調査を行います。
5. 不正な方法により本補助金を受給した疑いがあるとき、または、補助金を受けた充電用コンセントを事前の承認を得ずして処分したことが判明したときは、当該補助金の全部または一部について、加算金（年10.95%の利率）を加えて返納していただくことがあります。
6. さらに、補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（いわゆる補助金等適正化法）の第29条から第32条において刑事罰を科す旨、規定されています。

一般社団法人次世代自動車振興センター 個人情報保護について

当センターは、補助金交付業務に当たり、当センターとして定めた個人情報保護方針に基づき、以下を遵守いたします。（当センターの個人情報保護方針はホームページに記載しております。）

1. ご提供いただきました『個人情報』は以下の目的に必要な範囲を超えて使用しません。
 - ①補助金申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、規定された期間の補助対象物の保有又は使用義務違反に係る調査など、補助金交付に関する業務の適切な遂行。
 - ②シンポジウム開催などの次世代自動車普及啓発業務の適切な遂行。
2. 『個人データ』は法令に基づく場合または業務遂行上必要な範囲で業務委託先に提供する場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。
3. 『個人データ』を業務委託先に預託する場合は、秘密保持契約等によって、業務委託先に個人情報保護を義務付け、業務委託先が適切に『個人データ』を取り扱うよう管理いたします。
4. 『個人データ』は、不正なアクセス対策やウイルス対策等の情報セキュリティ対策を実施し、適切な安全対策のもとに管理し、漏えい、滅失および改ざん等を防止いたします。
5. 『個人データ』に関し、個人情報保護法など個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

目 次

1. 事業の概要	1
1-1. 事業の目的	1
1-2. 事業の内容	1
1-3. 申請することができる方	1
1-4. 設置場所	1
1-5. 「暴力団排除に関する誓約事項」の記に該当する者の排除	2
1-6. 取得財産の管理等と処分を制限する期間	3
2. 申請の前提条件と要件	5
2-1. 申請の前提条件	5
2-2. 申請の要件	6
3. 補助金申請から交付までのプロセスと基本的事項	8
3-1. 補助事業の流れ	8
3-2. 交付申請	9
3-3. 交付申請期間	9
3-4. 交付申請の受付等	9
3-5. 交付申請の審査等	9
3-6. 交付決定通知書発行	10
3-7. 充電用コンセントの発注および設置工事の施工開始	10
3-8. 計画変更の申告	10
3-9. 設置工事の完了・支払の完了	10
3-10. 実績報告	11
3-11. 実績報告期限	11
3-12. 受付・審査・補助金の額の確定	11
3-13. 補助金額確定通知書発行	11
3-14. 補助金の交付	11
4. 補助金交付額	12
4-1. 補助金交付額の算定	12
4-2. 充電用コンセント等設置工事として申告できる工事内容の解説	13
4-3. 充電用コンセント等設置工事の要件	14

4-4. 補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）	14
5. 交付申請の提出	15
5-1. 申請に必要なデータ入力および書類のアップロード	15
5-2. 提出書類の注意事項	15
5-3. 提出書類	16
5-4. 申請者本人確認書類	17
5-5. 充電用コンセント本体の購入にかかる見積書（内訳書含む）	18
5-6. 充電用コンセントの設置工事にかかる見積書（内訳書含む）	19
5-7. 充電用コンセント等設置工事の申告方法（オンライン申請）	20
5-7-1. 会社別見積書一覧（オンライン申請）	20
5-7-2. 充電用コンセント及び工事額申告（オンライン申請）	20
5-8. 要部写真	21
5-9. 要部写真の提出資料	22
5-10. 申請者が設置場所の所有者でない場合（土地の利用に関する許諾書等）	23
5-11. 申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合	24
6. 実績報告の提出	25
6-1. 実績の報告に必要なデータ入力および書類のアップロード	25
6-2. 提出書類の注意事項	25
6-3. 提出書類	26
6-4. 充電用コンセント本体の発注書	27
6-5. 充電用コンセント本体の請求書（内訳書含む）	28
6-6. 充電用コンセント本体の支払を証する領収書	29
6-7. 充電用コンセント本体の保証書	30
6-8. 工事費の請求書（内訳書含む）	31
6-9. 工事費の支払を証する領収書	32
6-10. 「充電設備等設置工事完了報告書（様式J09）」	33
6-11. 充電用コンセント等設置工事の実績申告方法（オンライン申請）	33
6-11-1. 会社別請求書一覧（オンライン申請）	33
6-11-2. 充電用コンセント及び工事額申告（オンライン申請）	33
6-12. 要部写真	34

6-1 3. 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（オンライン申請）	34
6-1 4. 補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類	35
7. 取下げ・計画変更等	36
7-1. 申請取下げ	36
7-2. 状況等の報告	36
7-3. 計画変更	37
7-3-1. 計画変更不可事項	38
8. 財産処分の手続	39
8-1. 財産処分	39
8-2. 処分をする場合の手続と注意事項	40
9. 補助事業の経理の書類保管および処理等	41
10. 補助事業の調査	42
10-1. 実地調査（立ち入り調査）	42
10-2. 充電用コンセントの利用状況調査（調査票）	42
11. 参考資料	43
参考1. クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等 導入促進補助金 交付規程（戸建て住宅充電用コンセント）	
参考2. クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等 導入促進補助金 業務実施細則（戸建て住宅充電用コンセント）	
参考3. 戸建て住宅充電用コンセントの申請・承認等に関する規則	
参考4. 様式一覧	

1. 事業の概要

1-1. 事業の目的

この補助事業は、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）へ電気を供給する設備（以下「充電設備」という。）の導入にかかる経費を補助し、併せてその導入を促進することによって電気自動車等の更なる普及を促進し、運輸部門を中心とした二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図ることを目的とします。

1-2. 事業の内容

充電用コンセントを「新品」で購入し、戸建て住宅^(注1)へ設置を行う者に対し、その導入費用の負担軽減のために補助金を交付する事業です。

- ・「新品」とは、当該補助事業の交付決定通知書発行日以降に充電用コンセントの発注をし、充電用コンセントメーカーが発行する保証書等の保証開始日が交付決定日以降の充電用コンセントをいいます。

注1：「戸建て住宅」とは、個人が生活の本拠とする住宅のうち、共同住宅および長屋以外の一戸の独立した住宅のことをいう。

1-3. 申請することができる方

センターが承認した補助対象とする充電用コンセントを今後購入（所有）し、充電用コンセントを設置する土地の使用権限を有する個人が申請することができます。

1-4. 設置場所

充電用コンセントの設置場所は、申請者の住民登録のある住所地の戸建て住宅に附随する駐車場であること。

- ・充電用コンセントを設置する戸建て住宅の使用権限は、申請者住所と設置場所住所の一致で確認します。設置場所が転居や移転先である場合は、実績報告時に一致を確認します。

1-5. 「暴力団排除に関する誓約事項」の記に該当する者の排除

- ・申請者は、補助金の申請前に、以下に示す（別紙1）「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を必ず確認し、誓約しなければなりません。
- ・申請者が「暴力団排除に関する誓約事項」の記に記載されている事項に該当した場合は、申請できません。

（別紙1）暴力団排除に関する誓約事項

（交付規程 第4条 第6条 第14条 第25条）

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

1-6. 取得財産の管理等と処分を制限する期間

- ・補助金の交付を受けた方は、補助金により取得した充電用コンセント（以下、「取得財産」という。）については、充電用コンセント設置完了後においても、充電用コンセントの設置が完了した日から5年間、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に沿って、その効率的な運用を図らなくてはなりません。（以下「保有義務期間」という。）
- ・補助金の交付を受けた方は、取得財産について、センターが定める様式に入力し、印刷後「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）」を備え、管理するとともに、センターが開示を求めた場合は開示しなければなりません。
- ・処分を制限する期間および保有義務期間内に取得財産の保有が困難になり、やむを得ず処分を行う場合には、事前にセンターへ「財産処分承認申請書」または「取得財産等届出書」を提出しなくてはなりません。（「財産処分承認申請書」または「取得財産等届出書」のどちらを提出するかは、処分する取得財産の内容や処分の目的などにより異なりますので、センターの指示に従ってください。）
- ・財産処分承認申請書を提出された場合は、センターの承認を得た上で処分をすることができます。センターが財産処分承認申請書の内容や処分の目的を勘案し、交付された補助金の全部または一部の返納を申請者に求めることがあります。
- ・取得財産の管理等の詳細については、次の（別紙2）管理規程を参照してください。

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた
充電・充てん設備等導入促進補助金管理規程
(戸建て住宅充電用コンセント)

1. 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した取得財産について、補助事業の完了後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。また、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表は、センターが開示を求めた場合は、開示しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、センターが別に定める期間(注)内において取得財産を保有し、処分を制限された取得財産を処分(補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供すること)してはならない。
4. 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において、取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。また、前項の規定に該当しない処分及び処分を制限されていない取得財産の処分をしようとするときは、取得財産等届出書をセンターに提出しなければならない。
センターが取得財産の処分を承認する場合においても、取得財産の処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返納を求める場合がある。また、センターの承認を得ずに、取得財産の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。

(注) センターが別に定める期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等を勘案して、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金交付規程(戸建て住宅充電用コンセント)第15条第2項及び16条第2項に基づく、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金業務実施細則(戸建て住宅充電用コンセント)に定められた期間とする。

2. 申請の前提条件と要件

2-1. 申請の前提条件

補助金交付申請の前に、以下の内容を十分確認の上、申請を行ってください。

- (1) 申請者は、充電用コンセントの購入および設置工事にかかる「予算」を確保した後に申請してください。
- (2) 申請の要件に合致した設置計画を立てた後に申請してください。
- (3) 申請の要件および工事スケジュールを確認の上、日程を計画してください。
- (4) 「同一戸建て住宅に属する駐車場に充電用コンセントを1基設置する工事」を「一つの工事」といいます。
- (5) 充電用コンセントの設置場所は、既存の駐車スペースがある場合はそのスペースを活用してください。また、当該駐車スペースがアスファルト等の舗装がされていない場合でも、舗装にかかる費用は、補助の対象外です。
- (6) 充電用コンセントは、駐車スペース1台分につき、1基設置することを条件とします。
- (7) 駐車スペースは充電時に電気自動車等が公道にはみ出すなど法令違反とならないようにスペースを確保してください。
- (8) 補助対象となる充電用コンセントは、充電用コンセントメーカーからの申請に基づきセンターが審査・承認した充電用コンセント（型式）が対象となります。（センターホームページの「令和7年度補正（戸建て住宅充電用コンセント）補助対象充電設備型式一覧表」が更新されますので、最新の補助対象として承認された型式を確認してください。）
- (9) 補助対象となる設置工事は、センターが定める設置工事項目に該当する工事です。
- (10) 充電用コンセント等設置工事の支払完了後に代金還元（キャッシュバック）を受けた場合、補助金の返還を求めることがありますのでセンターへ報告してください。

2-2. 申請の要件

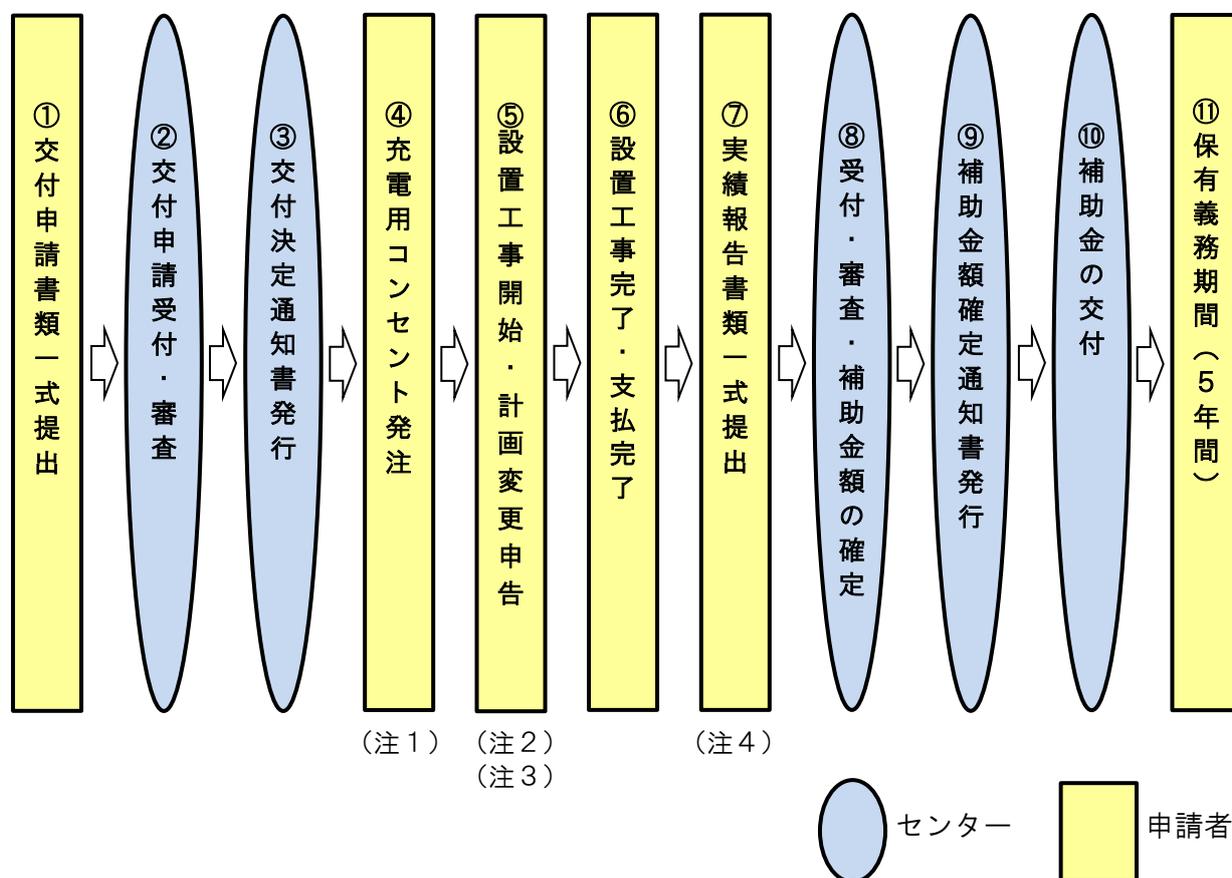
補助金交付を受けるためには、以下（１）～（１６）の要件を全て満たすことが必要です。

- （１）一つの工事ごとに申請していること。
- （２）国の他の補助金と重複していない申請であること。
（地方公共団体の補助制度は、本補助金と重複して申請できる場合があります。詳しくは、各地方公共団体へお問い合わせください。）
- （３）申請者が、交付規程の「暴力団排除に関する誓約事項」の記に記載されている事項に該当していないこと。
- （４）申請者は補助事業を遂行するための売買、請負その他契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、または第三者と共同して実施しようとする場合は、以下の各列記事項に従うこと。
 - ・補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画および立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、または委託してはならない。
 - ・契約若しくは委託し、または共同して実施しようとする相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとること。
 - ・契約（契約金額１００万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者を契約若しくは委託または共同して実施する予定の相手方としないこと。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難または不相当である場合は、センターの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができることとする。
 - ・センターは、申請者が前列記事項の規定に違反していると認められるときは、必要な措置を求めることができるものとし、申請者はセンターから求めがあった場合は、その求めに応じること。
 - ・前各列記事項の規定は、契約若しくは委託または共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、センターは必要な措置を求めることができるものとする。
- （５）申請者は、充電用コンセントの所有者であり、当該戸建て住宅の使用権限を有するものであること。
- （６）申請者は、充電用コンセントを設置する土地の使用権限を有する者であること。ただし、充電用コンセントを設置する土地の所有者でない場合は、使用権限を有していることを確認するため、土地の所有者が充電用コンセントを５年間設置することを許諾したことを証する書類を提出することとする。
- （７）設置可能な充電用コンセントは、１基に限るものとする。
- （８）充電用コンセントは「新品」で購入される充電用コンセントであること。
- （９）充電用コンセントの発注は交付決定日以降であること。
- （１０）設置工事の施工開始日、ならびに充電用コンセントおよび設置工事の代金の支払は、交付決定日以降であること。ただし、前払い金等の一部の支払については、交付決定日前でも可とする。
- （１１）補助対象経費の支払方法は原則として金融機関振込とすることに同意していること。ただし、クレジットカード等による一括払いは可とし、他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売、ローン契約、個別クレジット契約を利用した支払等によるものは認めないものとする。

- (12) 充電用コンセントの設置およびその支払を完了し、実績報告期限日（令和9年1月29日（金））までに実績の報告をすること。
- (13) 設置した充電用コンセントは処分制限期間5年を満了できること。
- (14) 申請者は、申請する充電用コンセントの設置に関する情報について、国からセンターに情報提供の要請があった場合には、センターが情報提供することを了承すること。
- (15) センターから充電用コンセントの利用状況等の情報を求められた場合には、利用状況に関するデータ（利用頻度等）を提供し、当該データを含む設備にかかる情報について国への提供を行うことを了承すること。
- (16) 補助金を受けて設置した充電用コンセントは、法令を遵守し継続的に管理し、補助金交付の目的に沿って運用を図ること。

3. 補助金申請から交付までのプロセスと基本的事項

3-1. 補助事業の流れ



注1：充電用コンセントの発注は交付決定日以降に行う必要があります。

なお、一部の充電用コンセントにおいては、実績報告時に提出する保証書として、発注時に充電用コンセントメーカーへ納品出荷証明書の発行を依頼する必要があります。詳しくは「6-7. 充電用コンセント本体の保証書」を参照してください。

注2：設置工事の施工開始は交付決定日以降に行う必要があります。設置工事の施工開始とは、充電用コンセントの搬入や充電用コンセント等設置の基礎工事などの準備や充電用コンセント等設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。

注3：交付決定日以降に、交付決定内容を変更する場合はセンターへ申告する必要があります。詳しくは「7-3. 計画変更」を参照してください。

注4：実績報告の提出期限日は令和9年1月29日（金）となります。実績報告が期限間際に集中することを避けるため、期限間際ではなく、（工事もしくは支払い）完了の日から30日以内を目途に実績報告をしていただくようお願いします。

3-2. 交付申請

- ・申請される方は、交付申請期間内に当センターの「次世代自動車振興センターオンライン申請システム」（以下「オンライン申請システム」という。）を利用して、申請のデータ入力および必要書類のアップロードを完了させ、「申請」ボタンを押してください。

3-3. 交付申請期間

令和8年3月31日（火）17時 ～ 令和8年9月30日（水）17時

上記、最終提出期限までにオンライン申請システムにて申請ボタンを押された交付申請が有効です。なお、申請額の累計が予算額を超えると予想される場合には、交付申請期間中であっても受付を終了します。その場合は、センターのホームページ上で告知します。

3-4. 交付申請の受付等

- ・交付申請が申請された場合は、入力情報および提出書類ならびにその内容が適正であるものについては受付を行い、申請の相違等、センターが適正でないと認めたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知します。
- ・一部の必要書類に不備がある場合や確認すべき事由または修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するようセンターから連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受付されません。
- ・センターからの指示に従わず、センターが定めた期間内に書類の不備が修正されない場合は交付申請が無効になる場合があります。
- ・同一戸建て住宅に属する駐車場に複数の申請が行われている場合は、センターへ先に到着した交付申請を有効とし、その他の申請は受付不可とするとともにその旨を申請者に通知するものとします。

3-5. 交付申請の審査等

- ・受付された交付申請は、入力された内容や提出された書類をもとにセンターが審査を行い交付額の算出をします。
- ・必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

3-6. 交付決定通知書発行

- ・ 交付決定までの期間は、受付日（不備不足なく交付申請が受付された日）から1～2か月程度を目途とします。ただし、申請が集中した場合はさらにかかることもあります。
- ・ 交付が決定した申請者に「交付決定通知書（様式J06）」をオンライン申請システムにて発行し、通知します。
- ・ 申請者は、オンライン申請システムから「交付決定通知書（様式J06）」をダウンロードしてください。
- ・ 「交付決定通知書（様式J06）」は保有義務期間（設置完了した日から5年間）において、書面にして管理、保管しなければなりません。
- ・ 審査の結果として条件を付して交付決定される場合がありますので、交付決定通知書にて確認してください。交付決定に条件が付された場合は、その条件を履行する必要があります。
- ・ 交付決定に付された条件が指定した期限までに履行されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。

3-7. 充電用コンセントの発注および設置工事の施工開始

- ・ **交付決定日以降**に充電用コンセントの発注および充電用コンセントの設置工事の施工開始をしてください。
- ・ 一部の充電用コンセントにおいては、発注時に充電用コンセントメーカーに対して納品出荷証明書の発行を依頼する必要があります。発行された納品出荷証明書は保証書（保証書については、「6-7. 充電用コンセント本体の保証書」を参照してください。）として実績報告時に提出が必要です。
- ・ 設置工事の施工開始とは、充電用コンセントの搬入や充電用コンセント等設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。

3-8. 計画変更の申告

- ・ 原則として、「交付決定通知書」で承認された工事を遂行することが必要です。
- ・ 交付決定日以降に交付決定内容を変更する場合は、オンライン申請システムの「計画変更」にてデータ入力後、センターへ申告する必要があります。
- ・ 補助金の有効利用の観点から、計画変更が生じないように、全体計画をよく検討し、申請を行うようにしてください。
- ・ 詳しくは、「7-3. 計画変更」の説明を参照してください。

3-9. 設置工事の完了・支払の完了

- ・ 設置工事の完了とは、補助対象経費で申告した全ての工事を完了させ、充電用コンセントが稼働できる状態であることをいいます。
- ・ 支払の完了とは、充電用コンセントと設置工事にかかる補助対象経費の支払が全て完了したことをいいます。

3-10. 実績報告

- ・補助金の交付を受けるためには、実績報告期限日までに充電用コンセントの設置工事を完了し、充電用コンセントの購入費および設置工事費の全ての支払を完了させ、センターに実績の報告をすることが必要です。
- ・実績報告が期限間際に集中することを避けるため、実績報告期限日間際ではなく、(工事もしくは支払い)完了の日から30日以内を目途に実績報告をしていただくようお願いします。

3-11. 実績報告期限

- ・実績の報告期限日は、以下のとおりです。

令和9年1月29日(金)

- ・期限日を過ぎて提出された場合は、実績報告を受付けることができません。

3-12. 受付・審査・補助金の額の確定

- ・実績の報告があった場合、報告内容、提出書類および記載内容が適正であるものについて受付をし、審査を行います。報告された内容が交付規程等に基づき適正な実績報告が行われていることおよび交付決定の内容のとおりに行われていることなどをセンターは審査し、補助金の額を確定します。
- ・補助金の額の確定にあたり、必要に応じて現場確認や工事施工会社に対するヒアリングを行うことがあります。

3-13. 補助金額確定通知書発行

- ・補助金の額が決定した申請者に「補助金の額の確定通知書(様式J13)」をオンライン申請システムにて発行し、通知します。
- ・申請者は、オンライン申請システムから「補助金の額の確定通知書(様式J13)」をダウンロードしてください。
- ・「補助金の額の確定通知書(様式J13)」は保有義務期間(設置完了した日から5年間)において、書面にして管理、保管しなければなりません。

3-14. 補助金の交付

- ・実績報告に入力された申請者名義の金融機関の指定口座に振込みます。

4. 補助金交付額

4-1. 補助金交付額の算定

充電用コンセントの購入費と設置工事費に対する補助金の交付額は、以下のとおり算定します。

実績報告についても同様に補助金の交付額を算定します。

以下のア、イのいずれか低い方で補助金交付額とします。

- ア. 充電用コンセントの購入費（税抜）と設置工事費（税抜）の合算
×補助率(定額（1/1以内）)
- イ. センターが定める補助金交付上限額

4-2. 充電用コンセント等設置工事として申告できる工事内容の解説

原則として、センターが承認した充電用コンセントの定格出力等、性能を担保する工事を行うことが必要です。また、他用途に利用するための設置工事費は補助対象外となります。

なお、工事項目によっては要件がありますので「4-3. 充電用コンセント等設置工事の要件」を確認してください。

補助対象とならない主な工事については「4-4. 補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）」に記載しておりますので併せて確認してください。

表：工事内容の解説

工事項目	対象となる工事内容および費用	補助対象とならない工事（例）
基礎工事	充電用コンセントを据付けるために必要な基礎工事 ●基礎工事にかかる材料費、労務費 （ビス等で固定）	・充電用コンセント等の基礎コンクリート強度試験
据付工事	充電用コンセントの据付工事 ●据付にかかる労務費	・電気自動車のレンタル費
本体搬入費	充電用コンセントの搬入費用 ●設置場所までの搬入費	・資機材運搬等、充電用コンセントの搬入に関わらない搬入・運搬
電気関連工事	充電用コンセントを稼働させるために必要な電気関連の工事 ●充電用コンセント回路を構成するケーブル、アース線（幹線含む）の部材費、労務費 ●配管（金属製、合成樹脂製）工事にかかる部材費、労務費 ●ブレーカーの設置にかかる部材費、労務費 ●ブレーカーを収納するための盤の設置にかかる部材費、労務費 ●電気配線の敷設（配線ルートの確保）に関する工事費（例：掘削・埋設工事、貫通工事、プルボックス、点検口、配管用ブロックなど）	・充電用コンセント以外の回路を含む幹線 ・将来用の配線
諸費用	●テープ、ドリルの刃など、雑材・消耗品等の費用 ●養生にかかる費用 ●設置場所への充電用コンセントの設置・配置に関する検討にかかる費用	・交通運搬費や廃材処分費 ・一般管理費 ・現場管理費 ・共通仮設費

4-3. 充電用コンセント等設置工事の要件

充電用コンセント等設置工事を申告するにあたり、以下の要件を満たしていない場合は、申請の受付不可または当該工事項目が補助対象とならないことがあります。

(1) 基礎・据付工事

- ・充電用コンセントメーカーが「取付け作業指示書」等で指示する充電用コンセント等本体の設置方法を満たしていること。

(2) 電気関連工事

- ・充電用コンセントメーカーが「取付け作業指示書」等で指示するケーブルの仕様を満たしていること。
- ・充電用コンセント本体等の性能を担保するブレーカーを設置すること。

4-4. 補助対象とならない主な設置工事（部材・工事等の事例）

- ・屋根、小屋、防護用部材、電灯設置に伴う材料費および設置労務費
- ・充電用コンセント以外の他用途に利用するための部材費、労務費
（将来用の配線配管等、申告された充電用コンセント以外の工事内容を含んだ工事）
- ・充電用コンセント等の稼働試験を目的とした電気自動車等のレンタル費用
- ・監視カメラ等の防犯システム、消火器等の防災設備
- ・既設駐車スペースのアスファルト舗装（駐車スペースがアスファルトでない場合）
- ・既設充電用コンセントの撤去や移設、処分等にかかる費用
- ・その他既存物の撤去や移動、処分等にかかる費用
- ・一般管理費、現場管理費・共通仮設費の全部または一部
- ・写真管理費、客先協議費、申請手続代行費
- ・除雪費
- ・石綿（アスベスト）調査費用
等

5. 交付申請の提出

5-1. 申請に必要なデータ入力および書類のアップロード

センターホームページよりオンライン申請システムを利用し、申請情報や内容を登録することで必要な入力項目やアップロードが必要な書類を個別に表示します。

申請のデータ入力^(注1) および提出書類を各項目にアップロード^(注2) し、申請ボタンを押してください。

※オンライン申請システム上で申請が完了となりますので、書類の郵送は必要ありません。

入力情報および提出書類ならびにその内容が適正であるものについては受付を行い、申請の相違等、センターが適正でないとしたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知します。

一部の必要書類に不備がある場合や、確認すべき事由または修正の必要がある場合等は、一定期間に書類の不備を修正するようセンターから連絡します。書類の不備が完了するまで申請は受付されません。

注1：工事の申告においては、工事施工会社に入力を依頼することができます。

注2：センターが認めるアップロードのファイル形式は、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類になります。

(要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類になります。)

5-2. 提出書類の注意事項

- ・アップロードされた書類は、数字や文字等が読み取れる必要があります。解像度に注意して提出してください。解像度が低く、数字や文字等が読み取れない場合は不備として再提出を求めます。
- ・ファイル形式へ変換後に編集や加筆等を行いアップロードした書類は不備として再提出を求めます。各書類でセンターが求める「記載の必須項目」等が全て記載されていることを確認の上、ファイル形式へ変換してアップロードしてください。
- ・提出書類において、「本補助金の事業開始日以降の日付の記載」とある場合は、令和8年3月3日（火）以降の日付を記載する必要があります。

5-3. 提出書類

必要書類を用意の後、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類のいずれかのファイル形式（要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類）にし、オンライン申請システムの各項目にアップロードしてください。

必要書類の提出にあたっては、以下の要領で提出してください。

- ・紙等実体のある形式が正規のもの：例）保証書、本人確認書類等
→原則として実際の書類等をスキャンまたは複写したデータを提出してください。
スキャンまたは複写した状態から、加工、改変したデータの提出は認めません。
- ・電子データ自体が正規のもの：例）各種見積書、請求書、契約書等の一部
→受領当時から電子データの場合はそのデータの提出を認めます。
ただし受領した状態から、加工、改変したデータの提出は認めません。

書類の作成は、センターのホームページ「資料例・記入例等」を参考にしてください。

【申請に必要な書類】

- 5-4：申請者本人確認書類
- 5-5：充電用コンセント本体の購入にかかる見積書（内訳書含む）
- 5-6：充電用コンセントの設置工事にかかる見積書（内訳書含む）
- 5-7：充電用コンセント等設置工事の申告方法（オンライン申請）
- 5-8：要部写真
- 5-9：要部写真の提出資料

【申請の内容に応じて必要な書類】

- 5-10：申請者が設置場所の所有者でない場合（土地の利用に関する許諾書等）
- 5-11：申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合

5-4. 申請者本人確認書類

以下に示す書類をアップロードし、提出してください。

提出は、下表の(1)～(5)から1つ選択し、書類をアップロードする必要があります。

番号	書類	条件
(1)	運転免許証	有効期限内のものに限る 表裏両面のデータがあること
(2)	印鑑登録証明書	3か月以内の発行のものに限る
(3)	住民票	3か月以内の発行のものに限る 個人番号の記載のないもの
(4)	パスポート	有効期限内のものに限る 氏名と住所の記載ページ 2020年2月3日以前に発行されたものに限る
(5)	マイナンバーカード	表面のみ（個人番号が記載されている裏面は提出しないでください。）
【注意事項】 <ul style="list-style-type: none">・申請者の住所・氏名は上記書類の住所・氏名と一致していることが必要です。・現住所が記載されていない場合や、申請者の住所と異なる住所が記載された運転免許証等は、本人確認書類としては認めません。		

5-5. 充電用コンセント本体の購入にかかる見積書（内訳書含む）

- ・ 充電用コンセントを充電用コンセント販売会社から直接購入する予定の場合は、申請者宛の見積書をアップロードし、提出してください。
- ・ 充電用コンセントを工事施工会社から購入する予定の場合で、設置工事の見積書に充電用コンセントの見積が明記されている場合は提出不要です。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《見積書作成日》

- ・ 本補助金の事業開始日以降である日付の記載

《発行者》

- ・ 充電用コンセント販売会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《有効期限》

- ・ 申請時に有効期限内であることの記載

《支払条件》

- ・ 振込^(注1)であることの記載

《充電用コンセント》

- ・ メーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額の記載

- ・ センターは提出された見積書をもとに審査を行います。充電用コンセントの型式および販売会社等に変更があった場合は、申請の取下げを行う必要があります。（取下げについては、「7-1. 申請取下げ」を参照してください。）
- ・ 端数処理や出精値引き等は、見積書のどの費目へ計上しているか、明記されていることが必要です。
- ・ 内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。

注1：原則、認める支払方法は振込になります。ただし、クレジットカード等による一括払いは可とし、他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売、ローン契約、個別クレジット契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

5-6. 充電用コンセントの設置工事にかかる見積書（内訳書含む）

- ・申請者宛の充電用コンセント等設置工事（補助対象経費以外の工事も含む。）の見積書をアップロードし、提出してください。
- ・申請された設置計画の予算面における合理性を審査するために以下の記載の必須項目が記載された見積書の提出を求めます。
- ・建物の新築工事および改修工事に伴い充電用コンセント等設置工事を行う場合、原則、当該申請の充電用コンセント等設置工事のみにかかる見積書を提出してください。
- ・設置工事が申請者の自社調達の場合は、申請を不可とします。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《見積書作成日》

- ・本補助金の事業開始日以降である日付の記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《有効期限》

- ・申請時に有効期限内であることの記載

《支払条件》

- ・振込^{（注1）}であることの記載

《材料および労務費等》

- ・各材料の費用、労務費の記載、もしくは工事項目ごとの費用の記載

- ・センターは提出された見積書をもとに審査を行います。工事内容および工事施工会社等に変更があった場合は、申請の取下げを行う必要があります。
- ・端数処理や出精値引き等は、見積書のどの費目へ計上しているか、明記されていることが必要です。
- ・工事項目が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。

注1：原則、認める支払方法は振込になります。ただし、クレジットカード等による一括払いは可とし、他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売、ローン契約、個別クレジット契約を利用した支払等によるものは認められません。

5-7. 充電用コンセント等設置工事の申告方法（オンライン申請）

充電用コンセント等設置工事の申告は、オンライン申請システムによるデータ入力を行う必要があります。

5-7-1. 会社別見積書一覧（オンライン申請）

- ・「会社別見積書一覧」の欄には、充電用コンセント販売会社および工事施工会社ごとに発行した「見積書」を参照し、それぞれの会社名、見積書発行日および見積書の総額（税抜き）等を入力してください。
- ・見積書の総額は税抜金額を入力し、見積書に記載されている総額と一致する必要があります。

5-7-2. 充電用コンセント及び工事額申告（オンライン申請）

- ・充電用コンセント販売会社および工事施工会社が発行した全ての見積書を参照し、『充電用コンセント及び工事額申告』を入力してください。
なお、補助金交付上限額と申告された充電用コンセントおよびコンセント設置工事費の合計金額（税抜き）をもとに補助金申請額が算定されます。

<見積額の申告>

- ・充電用コンセントおよびコンセント設置工事費の合計金額（税抜き）を入力してください。
- ・充電設備販売会社および工事施工会社が複数ある場合は、各会社の「見積書」や「内訳書」の金額等の数字を集約し入力してください。
- ・他用途性のある部材（充電用コンセント以外の工事と兼用している部材）等は補助対象経費とならないため入力しないでください。
- ・端数処理や出精値引き等がある場合は、その金額を反映し入力してください。

<工事要件>

- ・工事の申請をするにあたり、工事の内容やセンターの求める要件等に適合していることを確認します。

5-8. 要部写真

下記に示す要部写真の画像データをアップロードし、提出してください。

センターが認めるアップロードのファイル形式は、「JPEG」「PNG」の2種類になります。アップロードするファイルには、GPS情報が含まれていることが必須です。

【提出が必要な写真】

《建物の外観》

- ・充電用コンセントを設置する建物の外観の確認ができること

《充電スペース》

- ・工事施工前の充電スペース（充電の際の駐車スペース）全景が確認できること

《充電用コンセント本体の設置予定場所》

- ・工事施工前の充電用コンセント本体の設置予定場所が確認できること

- ・要部写真は工事の計画を確認するために必要なものです。事業開始日以降に実際に撮影した写真データのみ提出してください。
- ・人工知能（AI）で生成した画像、インターネットで取得した画像、スクリーンショットを保存した画像、加工（予定場所を枠で囲むことなども含む。）および修正された画像の提出は認めません。（本事業では解析ツール等を導入します。）
- ・撮影の際は、カメラ等のGPS機能を有効にした状態で撮影してください。
- ・撮影情報データ（Exif情報）については、撮影時の状態のまま、修正や削除を行わずに提出してください。
- ・GPS情報を含むファイルであることを確認の上、写真をアップロードし、提出してください。GPS情報を含まない写真の提出は認めません。
- ・撮影した写真は、オンライン申請システムの「要部写真」に撮影項目ごとに写真をアップロードし、提出してください。
- ・充電用コンセント等設置工事施工前の設置場所の撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
- ・障害物（駐車車両等）がやむを得ず映り込んでしまう場合は、撮影例にある全体の写真に加え、障害物で隠れている設置場所床面、充電用コンセント設置予定壁面などの写真を複数枚撮影し提出してください。
- ・実績報告時には原則として交付申請時と同一アングルで撮影した写真を提出してください。
- ・要部写真は全てカラーで20MB以下のデータサイズで提出してください。
- ・建物の新築工事に伴う充電用コンセント設置工事であり、交付申請時点において設置予定場所が更地等の場合は、申請時点の設置予定場所の写真を提出してください。

※以下を申請前、工事前に必ず確認してください。

「5-9. 要部写真の提出資料」、「6-1 2. 要部写真」

5-9. 要部写真の提出資料

・凡例 ○…必須

写真No	撮影項目	提出条件	撮影時期	提出時期		撮影箇所の説明・留意点
				交付申請	実績報告	
1	建屋全景	提出必須	施工前	○	—	・建屋全景と駐車スペースが確認できること。 ※1枚の写真で建屋と駐車スペースの位置関係が把握できない場合：位置関係が確認できるような写真をその他写真として複数枚提出してください。
2	駐車スペース全景（施工前）	提出必須	施工前	○	—	・駐車スペース全景が確認でき、充電用コンセント設置予定場所が写っていること。 ※車や障害物が無い状態で撮影してください。
3	充電用コンセント設置予定場所	提出必須	施工前	○	—	・充電用コンセント設置予定場所の写真。 ※充電用コンセント全体が収まる距離、車や障害物が無い状態で撮影してください。
4	駐車スペース全景（施工後）	提出必須	施工後	—	○	・駐車スペース全景及び充電用コンセントが確認できること。 ※1枚の写真で充電用コンセントが確認できない場合：駐車スペースの一部と充電用コンセントが確認できるものを1枚提出してください。
5	充電用コンセント設置場所	提出必須	施工後	—	○	・設置した充電用コンセントの全体が確認できること。
6	充電用コンセント銘板	提出必須	施工後	—	○	・充電用コンセントの銘板の記載内容（メーカー・型式・製造番号等）が確認できること。 ※鮮明なものを提出してください。
7	電圧確認	提出必須	施工後	—	○	・充電用コンセントにて定格電圧をテスター等で測定していることが確認できること。 ・電圧の測定値が確認できること。 ※写真の流用等が疑われぬよう設置場所にて充電していることが特定できる画角や構図で撮影してください。（地面や壁の一部等の背景を写す等）

※撮影の際は、カメラ等のGPS機能を有効にした状態で撮影してください。

撮影情報データ（Exif情報）については、撮影時の状態のまま、修正や削除を行わずに提出してください。

GPS情報を含むファイルであることを確認の上、写真をアップロードし、提出してください。GPS情報を含まない写真の提出は認めません。

5-10. 申請者が設置場所の所有者でない場合（土地の利用に関する許諾書等）

申請者が設置場所の所有者でない場合、設置場所の土地の利用に関する許諾および充電用コンセントの保有義務期間（5年間）以上において設置することの許諾を土地所有者から得る必要があります。土地の利用に関する許諾を証する書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《賃借人》

- ・ 賃借人名の記載

《賃貸人》

- ・ 賃貸人名の記載

《設置場所住所》

- ・ 申請で入力した設置場所住所であることの記載

《許諾》

- ・ 充電用コンセント設置を許諾していることの記載

《期間》

- ・ 充電用コンセントの設置を設置完了から保有義務期間（5年間）以上、許諾していることが確認できる期間の記載

《作成日》

- ・ 作成した日付の記載

5-1 1. 申請の手続きの一部を代行者へ依頼する申請の場合

- (1) 申請者は、交付申請および実績報告にかかる業務等の手続きの一部を第三者へ依頼することができます。補助金申請の全てを依頼する申請代行ではありません。申請内容やオンライン申請システムのアカウント管理など、申請者は自ら責任をもって申請を行ってください。
- (2) 原則として手続代行者は工事施工会社に限ります。工事施工会社が複数いる場合には、そのうちの一社を代表として依頼してください。手続代行者を変更することは、原則として認められませんので注意してください。また、交付申請のデータを申請後、手続代行者を申請することはできません。
- (3) 手続代行者を工事施工会社に依頼する場合、申請者は、オンライン申請システムにて「手続代行者」のデータを入力し、提出してください。
- (4) 申請者は、手続き代行を依頼する工事施工会社に手続代行者アカウントを作成し、オンライン申請システムで手続代行者の設定後、工事施工会社に依頼してください。なお、申請者以外が申請者アカウントを取得することはお認めしておりません。
- (5) 申請者が手続代行者へ代行費用を支払う場合、代行費用は補助対象経費とは認められませんので注意してください。
なお、土業ではない民間業者が有償で申請書等の作成を行うことは、法令違反になります。
- (6) 手続代行者は、申請者の指示に従い、依頼された内容について誠意をもって実施してください。
- (7) 手続代行者の申請がある場合、書類に関するセンターからの問合せ・訂正依頼などは、申請者および手続代行者に連絡します。手続代行者と連絡が取れない場合は、交付申請および実績報告の受付、交付決定や補助金の支払ができないことがありますので、注意してください。
- (8) 手続代行者の申請がない場合は、申請者のみに連絡します。実質的に手続きを代行している工事施工会社、販売店等の担当者であっても、手続代行者としての申請がなければ、個人情報保護のため、原則として、申請内容に関するセンターからの連絡や説明はできません。
- (9) センターから発行される交付決定通知書等の書類は、補助金制度の適切な運営の観点から、申請者宛に通知します。
- (10) 手続代行者が申請の不備を解消できず、補助金の交付に至らなかった場合は、当該申請について申請者と手続代行者の間で調整を行うものとし、申請者はセンターに対して不服申立てを行うことはできません。
- (11) 手続代行者が虚偽の申請等不正を行った場合は、手続代行業務の停止および名称の公表等の罰則が科せられます。
- (12) 手続代行者による不正等が発生した場合は、交付決定が取り消されることがあります。既に補助金が交付されているときは、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命じます。

6. 実績報告の提出

補助金の交付を受けるためには、実績報告期限日までに充電用コンセントの設置工事を完了し、充電用コンセントの購入費および設置工事費の支払いまたは支払い手続きを完了させ、センターに実績の報告をすることが必要です。

実績報告が期限間際に集中することを避けるため、期限日間際ではなく、(工事または支払いもしくは支払い手続き)完了の日から30日以内を目途に実績報告をしていただくようお願いします。

実績報告期限日
令和9年1月29日(金)

6-1. 実績の報告に必要なデータ入力および書類のアップロード

センターホームページより「オンライン申請システム」を利用し、報告のデータ入力^(注1)および提出書類を各項目にアップロード^(注2)し、センターへ提出してください。

報告の内容や記載項目の不備等があった場合、受付ができない場合がありますので注意してください。

(次世代自動車振興センターホームページ <http://www.cev-pc.or.jp/>)

注1：工事の申告においては、工事施工会社に入力を依頼することができます。

注2：センターが認めるアップロードのファイル形式は、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類になります。

(要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類になります。)

6-2. 提出書類の注意事項

- ・アップロードされた書類は、数字や文字等が読み取れる必要があります。解像度に注意して提出してください。解像度が低く、数字や文字等が読み取れない場合は不備として再提出を求めます。
- ・ファイル形式へ変換後に編集や加筆等を行いアップロードした書類は不備として再提出を求めます。各書類でセンターが求める「記載の必須項目」等を全て記載されていることを確認の上、ファイル形式へ変換してアップロードしてください。

6-3. 提出書類

必要書類を用意の後、「PDF」「JPEG」「PNG」の3種類のいずれかのファイル形式（要部写真は、「JPEG」「PNG」の2種類）にし、オンライン申請システムの各項目にアップロードしてください。

必要書類の提出にあたっては、以下の要領で提出をしてください。

- ・紙等実体のある形式が正規のもの：例）保証書、本人確認書等
→原則として実際の書類等をスキャンまたは複写したデータを提出してください。
→スキャンまたは複写した状態から、加工、改変したデータの提出は認めません。
- ・電子データ自体が正規のもの：例）各種見積書、請求書、契約書等の一部
→受領当時から電子データの場合はそのデータの提出を認めます。
→ただし受領した状態から、加工、改変したデータの提出は認めません。

書類の作成は、センターのホームページ「資料例・記入例等」を参考にしてください。

【報告に必要な書類】

- 6-4：充電用コンセント本体の発注書
- 6-5：充電用コンセント本体の請求書（内訳書含む）
- 6-6：充電用コンセント本体の支払を証する領収書
- 6-7：充電用コンセント本体の保証書
- 6-8：工事費の請求書（内訳書含む）
- 6-9：工事費の支払を証する領収書
- 6-10：充電設備等設置工事完了報告書（様式J09）
- 6-11：充電用コンセント等設置工事の実績申告方法（オンライン申請）
- 6-12：要部写真
- 6-13：取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（オンライン申請）
- 6-14：補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

6-4. 充電用コンセント本体の発注書

- ・申請者（発注者）が交付決定日以降に発注した充電用コンセントの発注書をアップロードし、提出してください。
- ・充電用コンセントおよび設置工事を同一の工事施工会社に依頼した場合は、発注書に工事費が含まれていても構いません。

【記載の必須項目】

《発注者》

- ・申請者名の記載

《発注日》

- ・交付決定日以降である日付の記載

《発注先》

- ・見積書と同一の販売会社名であることの記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《充電用コンセント》

- ・発注したメーカー名、型式、基数の記載

6-5. 充電用コンセント本体の請求書（内訳書含む）

- ・ 充電用コンセントを充電用コンセント販売会社から直接購入した場合は、申請者宛の請求書をアップロードし、提出してください。
- ・ 充電用コンセントを工事施工会社から購入した場合で、設置工事の請求書に充電用コンセントの請求が明記されている場合は提出不要です。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・ 領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・ 充電用コンセント販売会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《支払条件》

- ・ 振込^(注1)であることの記載

《充電用コンセント》

- ・ メーカー名、型式、基数、単価（税抜）、金額の記載

- ・ 端数処理や出精値引き等、請求書のどの費目へ計上しているか、明記されていることが必要です。
- ・ 内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。

注1：原則、認める支払方法は振込になります。ただし、クレジットカード等による一括払いは可とし、他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売、ローン契約、個別クレジット契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

6-6. 充電用コンセント本体の支払を証する領収書

- ・ 充電用コンセントを充電用コンセント販売会社から直接購入した場合は、申請者宛の領収書をアップロードし、提出してください。
- ・ 充電用コンセントを工事施工会社から購入し、設置工事の領収書に充電用コンセントの支払を合算している場合は、提出不要です。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《領収日》

- ・ 領収した日付の記載
- ・ 発行日と差異がある場合、但書等に「〇月〇日振込（領収）分」の記載

《発行者》

- ・ 充電用コンセント販売会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・ 但書等に申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《領収金額》

- ・ 領収した金額の記載

※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合、または振込手数料等を相殺し販売者側の負担としている場合は、センターが補助対象額として認めた額からの値引きとみなし、補助金の交付額を算定します。

6-7. 充電用コンセント本体の保証書

- ・申請者が新規に購入した充電用コンセント本体であることを証する保証書をアップロードし、提出してください。
- ・メーカーが発行する保証書、もしくはメーカーが認めた第三者が発行する保証書（メーカーが定めたフォームのもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。）を提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

- ・充電用コンセント本体のメーカー名であることの記載

《発行先》

- ・申請者名の記載

《充電用コンセントメーカー名》

- ・申請で入力した充電用コンセントメーカー名の記載

《充電用コンセントの型式》

- ・申請で入力した充電用コンセントの型式の記載

《製造番号》

- ・製造番号またはシリアル番号の記載

《保証開始日》

- ・交付決定日以降の保証開始日である日付の記載

《保証期間》

- ・保証する期間が確認できることの記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

- ・センターが求める保証書は、充電用コンセントメーカーが本補助金交付の補助対象の充電用コンセントとして申請をした際、センターが審査の上、承認した保証書になります。
一部の充電用コンセントにおいては、保証書として納品出荷証明書の提出が必要です。保証書等の所定フォームについては、各メーカーにお問い合わせください。

6-8. 工事費の請求書（内訳書含む）

- ・申請者宛の充電用コンセント等設置工事（補助対象経費以外の工事も含む。）の請求書をアップロードし、提出してください。
- ・建物の新築工事および改修工事に伴い充電用コンセント等設置工事を行う場合、原則、当該申請の充電用コンセント等設置工事のみにかかる請求書を提出してください。
- ・設置工事が申請者の自社調達の場合は、交付決定を取り消します。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・申請者宛であることの記載

《請求書作成日》

- ・領収日以前である日付の記載

《発行者》

- ・工事施工会社の名称、住所等の記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《支払条件》

- ・振込^{（注1）}であることの記載

《材料および労務費等》

- ・各材料の費用、労務費の記載、もしくは工事項目ごとの費用の記載

- ・端数処理や出精値引き等は、請求書のどの費目へ計上しているか、明記されていることが必要です。
- ・内訳が不明な場合は補助対象経費としてみなしません。

注1：原則、認める支払方法は振込になります。ただし、クレジットカード等による一括払いは可とし、他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払および裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売、ローン契約、個別クレジット契約を利用した支払等によるものは認めておりません。

6-9. 工事費の支払を証する領収書

- ・ 申請者宛の充電用コンセント等設置工事の領収書をアップロードし、提出してください。
- ・ 建物の新築工事および改修工事に伴い充電用コンセント等設置工事を行う場合、原則、当該申請の充電用コンセント等設置工事のみにかかる領収書を提出してください。
- ・ 設置工事が申請者の自社調達の場合は、交付決定を取り消します。

【記載の必須項目】

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《発行者》

- ・ 工事施工会社の名称、住所等の記載

《領収日》

- ・ 領収した日付の記載
- ・ 発行日と差異がある場合、但書等に「〇月〇日振込（領収）分」の記載

《設置場所名称》

- ・ 但書等に申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《領収金額》

- ・ 領収した金額の記載

※領収書の金額が不足しており、内訳が不明の場合、または振込手数料等を相殺し工事施工者側の負担としている場合は、センターが補助対象額として認めた額からの値引きとみなし、補助金の交付額を算定します。

6-10. 「充電設備等設置工事完了報告書（様式J09）」

- ・申請者は、「6-11-1. 会社別請求書一覧（オンライン申請）」に入力された工事施工会社ごとに、充電用コンセントの設置工事が完了したことを報告してください。
- ・設置工事完了日以降に作成した「充電設備等設置工事完了報告書（様式J09）」を提出してください。
- ・オンライン申請システムから「充電設備等設置工事完了報告書（様式J09）」のエクセルファイルをダウンロードしてください。工事施工会社は必要情報を入力後、工事前、完了の写真を添付後、センターが認めるファイル形式にし、申請者に提出してください。申請者は確認後、アップロードし提出してください。
- ・充電用コンセント等設置工事の完了状況は、工事施工会社が行った代表的な工事の工事前、完了の写真を添付してください。なお、写真は障害物（駐車している車等）がない状態で撮影し、全てカラーで提出してください。（充電用コンセント本体の設置を行った工事施工会社は、充電用コンセント設置の工事前、完了の写真を添付してください。）
- ・設置工事費として申告している場合は、充電用コンセントの運搬費や部材費のみであっても提出が必要です。ただし、設計業務のみを委託した場合の設計会社は不要です。

6-11. 充電用コンセント等設置工事の実績申告方法（オンライン申請）

充電用コンセント等設置工事の申告は、オンライン申請システムによるデータ入力を行う必要があります。

6-11-1. 会社別請求書一覧（オンライン申請）

「5-7-1. 会社別見積書一覧（オンライン申請）」を参照の上、入力してください。交付決定後に工事内容等の変更があり請求金額が見積書から変更されている場合は、請求金額を反映させてください。

6-11-2. 充電用コンセント及び工事額申告（オンライン申請）

充電用コンセント販売会社および工事施工会社が発行した全ての請求書を参照し、『充電用コンセント及び工事額申告』を入力してください。なお、補助金交付上限額と申告された充電用コンセントおよびコンセント設置工事費の合計金額（税抜き）をもとに補助金申請額が算定されます。

<請求額の申告>

- ・「5-7-2. 充電用コンセント及び工事額申告」を参照の上、入力してください。
- ・交付決定後に工事内容等の変更があり請求書の金額が見積書から変更されている場合は、請求書に記載されている金額を入力してください。なお、工事内容の変更がある場合は、センターへ申告が必要です。詳しくは「7-3. 計画変更」を参照してください。

6-1 2. 要部写真

下記に示す要部写真の画像データをアップロードし、提出してください。

センターが認めるアップロードのファイル形式は、「JPEG」「PNG」の2種類になります。アップロードするファイルには、GPS情報が含まれていることが必須です。

- ・ 要部写真は工事が完了したことを確認するために求めるものです。設置工事完了後に実際に撮影した写真データのみ提出してください。
- ・ 人工知能（AI）で生成した画像、インターネットで取得した画像、スクリーンショットを保存した画像、加工（枠で囲むことなども含む。）および修正された画像の提出は認めません。（本事業では解析ツール等を導入します。）
- ・ 撮影の際は、カメラ等のGPS機能を有効にした状態で撮影してください。
- ・ 撮影情報データ（Exif情報）については、撮影時の状態のまま、修正や削除を行わずに提出してください。
- ・ GPS情報を含むファイルであることを確認の上、写真をアップロードし、提出してください。GPS情報を含まない写真の提出は認めません。
- ・ 撮影した写真は、オンライン申請システムの「要部写真」の項目ごとにアップロードし、提出してください。^(注1)
- ・ 撮影時には障害物（駐車している車等）がないようにしてください。
- ・ 要部写真は全てカラーで20MB以下のデータサイズで提出してください。

注1：要部写真の詳細は、「5-9. 要部写真の提出資料」を参照してください。

6-1 3. 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（オンライン申請）

- ・ 申請者は、オンライン申請システムの「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）」にデータを入力し、センターへ提出してください。
- ・ 補助金の交付を受けて設置した充電用コンセントを記載してください。
- ・ 申請者は、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式J11）」を保有義務期間（設置完了した日から5年間）において、書面にして管理、保管しなければなりません。

6-14. 補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類

- ・実績報告にて申告された補助金の振込先口座を証する書類として、通帳等の該当ページをアップロードし、提出してください。
- ・補助金の振込先は原則として、申請者名義に限ります。

【記載の必須項目】

- 《口座名義人の氏名（名称）のフリガナ》
 - ・申請で入力した氏名（名称）のフリガナの記載
- 《金融機関名》
 - ・申請で入力した金融機関名の記載
- 《支店名》
 - ・申請で入力した支店名の記載
- 《預金種目》
 - ・申請で入力した預金種目の記載
- 《口座番号》
 - ・申請で入力した口座番号の記載

口座の種類	書類の条件
都市銀行、 地方銀行、 信用金庫、 JA銀行、等	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の必須項目が正確に表記されている通帳のページ ・口座名義人の氏名（名称）のフリガナ ・金融機関名、支店名、預金種目、口座番号 (一般的には通帳の表紙+表紙の裏の見開き上下ページで、記載の必須項目が揃います)
インターネットバンキング等 により通帳がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・口座内容を印刷したもの ・金融機関が発行する口座証明書
当座預金で通帳がない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当座勘定照合表、残高証明書等 ・金融機関が発行する口座証明書
ゆうちょ銀行の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行振込用の口座を印字した部分の通帳 (一般的には通帳の表紙の裏の見開き上下ページで、記載の必須項目が揃います) ・ゆうちょ銀行のホームページで振込番号を確認した画面の印刷とキャッシュカードのコピー等
地方公共団体などで通帳やそれに準ずる書類が無い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が発行する口座証明書
【注意事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の統廃合により、金融機関名や支店名などに変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。古い金融機関名での通帳等のコピーは使用できません。 ・氏名（名称）に変更があった場合は、必ず最新の通帳等を提出してください。 ・金融機関が発行する口座証明書については、振込に必要な情報（記載の必須項目）が記載されていれば書式は問いません。 	

7. 取下げ・計画変更等

7-1. 申請取下げ

- (1) 申請者は、交付申請の受付前に申請の取止または計画の中止をする場合、オンライン申請システムの「申請取止」から申請を取止めてください。
- (2) 申請者は、交付申請の受付後または交付決定日以降に申請の取下げを行う場合、オンライン申請システムの「補助金申請取下」にデータを入力し、センターへ申告してください。
交付決定日以降においては、当該通知にかかる補助金の交付決定の内容またはこれに付された条件に不服がある場合にオンライン申請システムの「補助金申請取下」を申告することができます。ただし、提出の期間は交付決定通知書を受領した日から起算して7日以内になります。
- (3) 交付決定日以降に、上記(2)以外で計画の中止または廃止による申請の取下げを行う場合はオンライン申請システムの「計画変更承認申請」にデータを入力し、センターへ申告してください。

申請の取下げを行った後、改めて申請する場合は、センターが当該取下げの処理を完了し、申請者へ通知した日以降になります。

7-2. 状況等の報告

申請者は、センターが発行する「補助金の額の確定通知書」を受領前に、充電用コンセント設置の遂行状況や確認すべき事由についてセンターが報告を求めた場合は、オンライン申請システムの「状況等報告」をセンターが要求する期日までにデータを入力し、報告する必要があります。

なお、補助金を受領し、オンライン申請システムの利用終了後は、「状況等報告書(様式J32)」をセンターが要求する期日までに原本を郵送で提出する必要があります。

7-3. 計画変更

交付決定日以降に、交付決定された内容を変更する場合は、センターへ申告する必要があります。下記に示す内容を確認の上、オンライン申請システムの計画変更画面に表示される「工事変更書類」および「変更内容」を選択の上、データを入力し、センターに申告してください。

変更が生じた時点で速やかにセンターへ申告してください。実績報告の提出までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。

計画変更の内容と必要な書類

書類（データ入力）	変更内容の例
「変更届出」	工事内容に関わらない変更 ・ 申請者の住所変更（現住所から設置場所への移転に限る。） ・ 地番から住所への変更 ・ 充電用コンセント設置場所名称の変更 ・ 申請者メールアドレスの変更
「計画変更申告」	軽微な工事内容の変更 ・ 充電スペースの変更 ・ 充電用コンセントの同一敷地内での移動
「計画変更承認申請」	重要な工事内容の変更および申請の取下げ ・ 充電用コンセントの型式の変更 ただし、出力が同程度の型式の変更に限る ・ 交付決定日以降の、計画の中止または廃止による申請の取下げ
提出が不要	交付決定の内容（申請者情報等）に関わらない変更 ・ 減額などによる工事費の変更

7-3-1. 計画変更不可事項

以下の内容は計画変更により変更することはできません。変更する場合は、申請の取下げを行う必要があります。取下げの手続きが完了し、交付申請の提出期間内であれば再度申請を行うことができます。

(1) 申請者の変更

ただし、下記に示す場合は変更できる場合がありますので速やかにセンターへ連絡してください。

- ・ 婚姻等による姓名変更
- ・ 申請者の死亡による相続

(2) 充電用コンセントの設置場所住所の変更

(3) 工事施工会社の変更

(4) 充電用コンセント販売会社の変更

(5) 手続代行者の変更

(6) 充電用コンセントの基数の変更

8. 財産処分の手続

8-1. 財産処分

補助金の交付を受けた方が、取得財産を処分することは財産処分に該当します。

- (1) 補助金の交付を受けた方が、「取得財産の処分を制限する期間（5年間）」にやむを得ず「処分を制限された取得財産」を処分（補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄または担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書（様式J22）」をセンターへ提出し、センターの承認を得ることが必要です。
- (2) センターが、処分を制限された取得財産の処分を承認する場合においても、処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部または一部の返納を求めることがあります。
- (3) センターの承認を得ずに、取得財産の処分を行なったことが判明した場合は、センターは補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- (4) 次のア～ウの処分は、センターが提出された財産処分承認申請書や添付書類などを確認し、補助金の返納を不要と認めることがあります。
 - ア. 処分を制限された取得財産の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由による処分。（天災または過失のない事故等により処分を制限された取得財産が使用不可能となり廃棄処分をする場合。）
 - イ. 戸建て住宅の譲渡と併せて行われる当該充電用コンセントの譲渡。
 - ウ. その他センターが特に必要と認める処分。
- (5) 補助金の交付を受けた方が、「取得財産の処分を制限する期間（5年間）」にやむを得ず「処分を制限された取得財産」を処分（補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄または担保に供することをいう。）に該当しない処分をする場合は、あらかじめ「取得財産等届出書（様式J21）」をセンターへ提出する必要があります。

8-2. 処分をする場合の手続と注意事項

(1) 手続について

- ・補助金の交付を受けた方が、やむを得ず「処分を制限された取得財産等」を処分しようとする場合には、事前にセンターに「財産処分承認申請書（様式J22）」を提出しなくてはなりません。

※必要に応じてセンターが「状況等報告書（様式J32）」を求めることがあります。

- ・センターは、「財産処分承認申請書（様式J22）」を受けて処分内容を判断し承認する場合には、「財産処分承認通知書（様式J23）」をもって通知します。この場合、処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部または一部の返納を求めることがあります。

※センターからの財産処分承認通知書の受領前に「処分を制限された取得財産等」を処分してはなりません。

- ・処分完了後、「状況等報告書（様式J32）」にてセンターに処分の内容を報告しなくてはなりません。

(2) 注意事項

ア. 補助金の扱い

- ・保有期間や処分の事由等によって、センターが指示する金額の補助金を指定する期限までに納付しなければなりません。なお、期限までに全額の納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じ、年利3%で計算した延滞金が発生します。
- ・補助金の返納が完了するまで、同一申請者に対して新しい申請の補助金の交付は行ないません。
- ・取得財産等を処分することによって収入があるとセンターが判断する場合は、その収入の全部または一部の納付を求めることがあります。
- ・補助金の返納の有無や返納額は、処分の目的、事由、提出された財産処分承認申請書等の内容に基づきセンターで決定します。

イ. センターの承認を得ずに、処分を制限されている取得財産等を処分した場合

- ・処分制限期間内に処分したことが判明した場合は、交付された補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- ・上記の場合は、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じて加算金（年利10.95%で計算した加算金）の納付も併せて求めることがあります。

9. 補助事業の経理の書類保管および処理等

- (1) 申請者は本補助金を申請するにあたり、補助事業の経理と補助事業以外の経理を明確に区分してください。その場合、収支に関する証拠書類（見積書、契約書、発注書、請求書、領収書等の帳票類）も明確に区分することが必要です。
- (2) 補助金の交付を受けて実施した充電用コンセント等の設置事業に関する経理の帳簿を備え、その収入額および支出額を記入し、補助金の使途を明らかにすることが必要です。
- (3) 会計帳簿等および収支に関する証拠書類（見積書、契約書、発注書、請求書および領収書等の帳票類）は設置工事が完了した日の翌年度（4月1日）から5年間いつでも閲覧できるように申請者が保管しなくてはなりません。
ただし、個人の申請において、上記の経理処理（会計帳簿の管理など）が困難な場合でも、見積書、契約書、発注書、請求書および領収書等の帳票類を、設置工事が完了した日の翌年度（4月1日）から5年間、申請者が保管しなくてはなりません。
- (4) 本補助金の経理処理（圧縮記帳関連規定の適用）は、所得税法第42条「国庫補助金等の総収入金額不算入」または法人税法第42条「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を適用することが可能です。
具体的な経理処理方法については税理事務所等にご相談ください。

10. 補助事業の調査

10-1. 実地調査（立ち入り調査）

センターは、補助金交付業務の適正な運営を図るために、補助金受給後の申請者に対し、充電用コンセントの設置場所、申請者の事務所などへ設置された充電用コンセントの使用および管理状況ならびに会計帳簿等の収支に関する証拠書類の保管状況を立ち入り調査します。

申請者は、センターから調査実施の要請があった場合はこれに協力しなければなりません。

調査対象となる書類

- ・センターへ補助金交付申請をした書類一式（補助金交付申請書類、実績報告書類）
- ・センターが発行した公的書類一式

10-2. 充電用コンセントの利用状況調査（調査票）

センターは、本事業の有効利用を評価するために、補助金受給後の申請者ならびに工事に対し、充電用コンセントの利用状況、利用頻度、運用等に関し、書面などで調査を実施します。

申請者は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を要請した場合は、これに協力しなければなりません。

なお、調査はセンターから申請者へメールにて展開し、申請者はメールに添付されている調査票へ入力後、ご返信いただく場合もあります。

1 1. 参考資料

参考 1. クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金 交付規程（戸建て住宅充電用コンセント）

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金 交付規程
（戸建て住宅充電用コンセント）

制定 令和 8 年 3 月 3 0 日

（通則）

第 1 条 クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金（戸建て住宅充電用コンセント）（以下「補助金」という。）の交付等の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号）、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金交付要綱（2 0 2 6 0 1 2 0 財製第 3 号）（以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第 2 条 この規程は、経済産業大臣が定めた交付要綱第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、戸建て住宅への充電用コンセントの導入に要する経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（定義）

第 3 条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「充電用コンセント」とは、電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する 2 0 0 V 対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいい、日本配線システム工業会規格「J W D S - 0 0 3 3 E V 充電用コンセント・差込プラグ」に適合したコンセントをいう。
- 二 「戸建て住宅」とは、個人が生活の本拠とする住宅のうち、共同住宅及び長屋以外の一戸の独立した住宅のことをいう。

（交付の対象及び補助率）

第 4 条 センターは、個人が行う戸建て住宅への充電用コンセント導入に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、センターが別に定める予算額の範囲内において、交付するものとする。この場合において、当該充電用コンセント導入に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。

なお、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者は、本補助

金の交付対象としない。

- 2 前項の補助金の交付の対象となる充電用コンセントは、一定の仕様に基づき量産されるものであって、その製造事業者（当該製造事業者が海外法人である場合にあっては、当該製造事業者の委託を受けた輸入事業者とする。以下同じ。）からの申請により、あらかじめセンターが承認したものに限り。
- 3 補助対象経費の区分及び補助率は、別表1のとおりとする。
なお、補助対象経費及び補助率は、必要に応じて見直す。

（補助金交付上限額及び補助金交付額）

- 第5条 前条第1項の補助対象経費に係る一基当たりの補助金交付上限額は、別表1に定める。
- 2 センターは、充電用コンセントの型式ごとに前条第2項の承認を行い、これを公表する。
 - 3 補助金交付額の算定については、センターが別に定める。

（補助金の交付申請）

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、センターが別に指定する申請期間内までに、交付申請をしなければならない。
- 2 交付申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。
 - 一 一つの工事ごとに、行われていること。
 - 二 国の他の補助金と重複して交付申請していないこと。
 - 三 申請者が、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」記に該当していないこと。
 - 四 申請者は補助事業を遂行するための売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、以下の各列記事項に従うこと。
 - イ 補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。
 - ロ 契約若しくは委託し、又は共同して実施しようとする相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとること。
 - ハ 契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約若しくは委託又は共同して実施する予定の相手方としないこと。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、センターの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができることとする。
 - ニ センターは、申請者が前列記事項の規定に違反していると認められるときは、必要な措置を求めることができるものとし、申請者はセンターから求めがあった場合は、その求めに応じること。
 - ホ 前各列記事項の規定は、契約若しくは委託又は共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、センターは必要な措置を求めることができるものとする。
 - 五 申請者は、充電用コンセントの所有者であり、かつ、当該充電用コンセントを設置する戸建て住宅の使用権限を有する者であること。
 - 六 申請者は、充電用コンセントを設置する土地の使用権限を有する者であること。

- 七 設置場所は、申請者の住民登録のある住所地の戸建て住宅に附随する駐車場であること。
- 八 設置する充電用コンセントは1基であること。
- 九 交付申請に係る充電用コンセントは、今後新規に購入される設備であり、中古品又は新古品ではないこと。またその発注は交付決定日以降であること。
- 十 充電用コンセントに係る工事の施工開始は交付決定日以降であること。
- 十一 補助対象経費の支払は交付決定日以降であること。ただし、前払い金等の一部の支払については交付決定日前でも可とする。
- 十二 前号の補助対象経費の支払方法は原則として金融機関振込とすることに同意していること。ただし、クレジットカード等による一括払いは可とし、他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払及び裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売、ローン契約、個別クレジット契約を利用した支払等によるものは認めないものとする。
- 十三 充電用コンセントの設置及びその支払いが、第11条第1項に規定する実績の報告期限日までに完了すること。
- 十四 充電用コンセントの設置に関する情報について、国からセンターに情報提供の要請があった場合には、センターが情報提供することを了承すること。
- 十五 センターから求められた場合には、利用状況に関するデータ（利用頻度等）を提供し、当該データについて国への提供を行うことを了承すること。
- 十六 別表2に定める書類が添付されていること。

(交付の決定等)

- 第7条 センターは、前条第1項の規定による交付申請があったときは、当該申請書類等の確認を行い、次の各号により受付の可否を判断するものとする。
- 一 所定の申請及び添付書類並びにその記載内容が適正であるものについては受付を行い、申請の相違等、センターが適正でないとしたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知するものとする。
 - 二 前号において、交付申請書類等にセンターが不備があると認めた場合は、センターが申請者に一定期間内に書類等の不備を是正するように指示し、受付を保留することができるものとする。
 - 三 前号にあっては、センターが指示する一定期間内を超えても不備の是正がされない場合は、第一号同様に受付を不可とし、その旨を申請者に通知するものとする。
 - 四 前各号の規定は、実績報告においても適用する。
 - 五 第6条第1項に規定するセンターが別に指定する申請期間内において、充電用コンセントの設置場所が同一施設に属する駐車場に複数の申請が行われている場合は、センターへ先に到着した交付申請を有効とし、その他の申請は受付不可とするとともにその旨を申請者に通知するものとする。
- 2 センターは、前項において受付となった交付申請について、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等（以下「交付審査等」という。）により、センターが別に定める予算額の範囲内において、補助金を交付すべきものと認めたときは、センターが別に定める期間内に交付の決定を行うものとする。ただし、センターが交付審査等を行うに当たり、確認等

に時間を要する又は申請内容が不適切として申請者に対してその旨の連絡を行ったものについては、この限りではない。

なお、交付審査等についてはセンターが別に定める。

- 3 センターは、前項の交付の決定を行ったときは、センターが定める様式による補助金交付決定通知書により速やかに申請者に通知するものとする。
- 4 前項の場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
- 5 センターは、第3項の交付決定通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 6 第3項に基づき通知した交付決定通知書に記載された日を交付決定日とする。
- 7 申請者は、前項に規定する交付決定日以降に充電用コンセントの発注及び施工の開始をしなければならない。
- 8 申請者は、第2項の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承認を得ずに、第三者へ譲渡し、又は継承させてはならない。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第3項の規定による補助金交付決定通知を受ける前において、交付申請を取り下げることができる。交付申請の取下げをしようとするときは、センターに申告しなければならない。

- 2 申請者は、前条第3項の規定による補助金交付決定通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該通知のもととなった交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内にセンターへ申告しなければならない。
- 3 センターは、前二項の申告があった場合は、第6条第1項の交付申請又は前条第2項の交付の決定はなかったものとみなすことができる。

(計画変更の承認等)

第9条 申請者は、第7条第3項の補助金交付決定通知を受けた後に、当該通知のもととなった交付申請の内容を変更（全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。）しようとするときは、センターにあらかじめ計画変更の承認申請をし、計画変更承認通知書により承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、変更内容をセンターに申告し、その指示を受けることとする。

なお、軽微な変更についてはセンターが別に定める。

- 2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況等報告)

第10条 申請者は、センターが必要と認めて要求したときは、充電用コンセントの設置工事の遂行状況等について、センターが定める様式による状況等報告書をセンターが要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 第7条第3項の補助金交付決定通知を受けた申請者は、充電用コンセントの設置工事が完了し、かつ、当該充電用コンセントと設置工事に係る補助対象経費全額の支払いが完了したとき（第9条第1項の規定に基づき中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、センターが別に定める実績の報告期限日までに、実績報告をセンターにしなければならない。
- 2 前項の場合において、やむを得ない理由によりその報告が遅延する場合には、あらかじめセンターの指示を受けなければならない。
 - 3 第1項の実績報告に必要な添付書類は別表2に定める。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 センターは、充電用コンセントの設置に係る前条第1項の実績報告の提出があった場合は、第7条第1項第一号から第三号の規定により受付の可否等を判断するものとする。
- 2 前項において受付となった実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定する。
 - 3 センターは前二項において前条第1項の実績報告が交付の申請要件を満たしていないことが判明したときは、必要に応じて、申請内容や工事内容について改善等を指示することができる。
 - 4 センターは、第2項の補助金の額を確定したときは、センターが定める様式による補助金の額の確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた申請者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第13条 センターは、交付要綱第17条に基づく経済産業大臣からの補助金の支払があったときは、前条の規定により確定した交付すべき補助金を遅滞なく申請者に支払うものとする。
- 2 前項の申請者への補助金の支払いは、申請者が実績報告において申告する補助金の支払先に対する振り込みにより行われるものとする。
 - 3 前項に申告される補助金の支払先は申請者名義に限るものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 センターは、第9条第1項の規定による計画変更等の申請があった場合又は第7条第3項の交付決定通知を受けた申請者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、第7条第2項の規定による交付の決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。
 - 二 交付決定通知のもととなった交付申請（第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容と異なる使用等をした場合。
 - 三 交付の決定後に交付の申請要件を満たさないことが判明した場合。
 - 四 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。

五 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付決定通知のもととなった交付申請（第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

六 申請者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第12条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 センターは、第1項に基づき交付決定を取消したときには、センターが定める様式の補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。

4 センターは、第1項に基づき交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式の補助金返還命令書により、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

5 センターは、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第五号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を申請者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）に年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。

6 第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

7 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、センターは未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を納付させることができる。

（取得財産の管理等）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した充電用コンセント（以下「取得財産」という。）については、設置完了後においても、継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、取得財産については、センターが別に定める期間保有しなければならない。

3 前項の取得財産の保有を義務付けられる期間（以下「保有義務期間」という。）内にセンターが保有義務違反と認めるときは、センターは、前条第1項及び第2項に基づき交付決定を取消し、同条第4項に規定される補助金返還命令書により、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるとする。

なお、前項の規定により定められた期間内において、あらかじめセンターが定める様式による財産処分承認申請書を提出し、センターがこの申請を適正と認めるときは、その限りではない。

4 センターは前項の申請を適正と認めるときは、当該申請に係る処分の内容について承認し、センターが定める様式による財産処分承認通知書により通知するものとする。

5 補助金の交付を受けた者は、取得財産について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。センターは補助金の交付を受けた者に対し必要に応じ取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の開示を求めることができる。

6 センターは、本規程に準じたクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金管理規程（戸建て住宅充電用コンセント）を別表3に定め、補助金の交付

を受けた者に通知し、取得財産の適正な管理を促し、また、補助金の交付を受けた者はこれを遵守するものとする。

- 7 センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

(財産処分の制限等)

第16条 処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の取得財産とする。

- 2 取得財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、センターが別に定める。
- 3 前項の規定により定められた期間内において、補助金の交付を受けた者が処分を制限された取得財産を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を提出し、センターはこの申請を適正と認めるときは、当該申請に係る処分の内容について承認し、財産処分承認通知書により通知するものとする。
- 4 センターが取得財産の処分を承認する場合においても、取得財産の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、別表4に掲げるものにあつては、適用しない。また、センターの承認を得ずに、取得財産の処分を行ったことが判明した場合、センターは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 5 前項による補助金の返還を求められた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 6 前項の返還の期限は、当該命令の通知日から20日以内とし、期限内に指示をした全額の返還がない場合は、センターは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3%の割合で計算した延滞金をセンターに納付させることができる。
- 7 前条第7項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。
- 8 第6項の規定は、前条第7項及び前項による収入を納付させる場合において準用する。
- 9 センターは、第14条第4項、前条第7項又は本条第4項において、補助金の返還等を求めた者及びそれに準ずる者から新しい申請があった場合は、当該補助金の返納が完了したことを確認するまで、新しい申請の補助金の交付を拒否することができる。

(手続代行者)

第17条 申請者は、第6条に規定する交付申請及び第11条に規定する実績報告に係る業務等の手続きの一部の代行について、第三者（以下「手続代行者」という。）に依頼することができるものとする。ただし、センターが認めた場合を除き、手続代行者は工事施工会社に限る。

- 2 手続代行者は、申請者の指示に従い依頼された手続きを誠意をもって実施しなければならない。また、本手続の代行を通じて申請書に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 3 センターは、手続代行者による不正行為等を認めた場合は、第14条に基づき交付決定を取

消し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命ずることができるものとする。

- 4 手続代行者が申請の不備を解消できず、補助金交付に至らない場合、申請者と手続代行者間で調整を行うことし、申請者はセンターに対して不服を申し立てることはできない。

(充電用コンセント設置事業の経理等)

第18条 補助金の交付を受けた者は、原則として本補助金の交付を受けて実施した充電用コンセントの設置事業（以下「充電用コンセント設置事業」という。）に関する経理についての帳簿を備え、充電用コンセント設置事業以外の経理と区分した上、充電用コンセント設置事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の支出額について、その内容を証する書類を整理して、前項の帳簿とともに充電用コンセント等設置事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、センターの要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(センターによる調査)

第19条 センターは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、第4条第2項の承認を受けた充電用コンセントの製造事業者、申請者（補助金の交付を受けた後を含む。）及び手続代行者（以下「申請者等」という。）に対して所要の調査等を行うことができる。

- 2 申請者等は、センターが必要な範囲内において調査等を行う場合は、これに協力しなければならない。

(センターによるデータ等の提供要請と協力要請)

第20条 センターは、国の施策に基づき、必要な範囲において申請者等に対して電気自動車等及び充電インフラの普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

- 2 申請者等は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(予算の執行に関する措置)

第21条 センターは、第6条第1項の規定に基づく交付申請の額の累計が、センターが別に定める予算額を超える又は満たないおそれがあると認めるときは、予算の消化状況を経済産業省へ報告し、政策的観点を考慮した指導のもと、交付の申請期間を見直すことができるものとする。

なお、この場合には、あらかじめセンターのホームページ等で周知するものとする。

- 2 前項の交付の申請期間の見直しに関する必要事項は、センターが別に定める。

(補助金の返還)

第22条 センターは、事業終了後において、補助金の交付を受けた者から補助金の返還があった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の指示に従うものとする。

(個人情報保護等)

第23条 センター及びその職員は、本事業を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

2 センター及びその職員は、本事業の実施にあたって第4条第2項の承認を受けた充電用コンセントの製造事業者から提供を受けた一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

3 センターは、本事業の実施にあたって提供された個人情報及び秘密情報については、交付要綱第22条第3項における保存期間が経過した際には経済産業大臣へ報告し、その指示に従わなければならない。

(不正行為等の公表等)

第24条 センターは、申請者等及び工事施工会社が虚偽及び不正行為等により補助金の申請手続き等を行った場合、次の各号の措置を講ずることができるものとする。

一 センターが行う補助事業等の新しい申請の全部又は一部について、一定期間受付を拒否すること。

二 申請者等及び工事施工会社等の名称及び不正の内容を公表すること。

(暴力団排除に関する誓約)

第25条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

なお、申請者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、センターは本事業を通じ申請者に関して得た情報を国に提供することができる。

(その他必要な事項)

第26条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、センターが別に定める。

2 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、経済産業大臣から補助事業の手續等について見直しを求められた場合には、この交付規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。

3 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、充電用コンセントの新技術の動向調査、クリーンエネルギー自動車等の普及に向けた調査等を行うことができる。

(附 則)

この交付規程は、令和8年3月30日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別表1) 補助対象経費の区分、補助率及び交付上限額

補助対象経費の区分	補助率	補助金交付上限額
設備の購入費	定額 (1 / 1 以内) (注1)	50 千円
設置工事費		

注1. 定額については、設置工事の内容ごとにセンターが別に定める。

(別表2) 申請に必要な添付書類

<p>●交付申請時</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請者を確認する書類 <ol style="list-style-type: none"> ①住民登録のある住所地が確認できる本人確認書類 (免許証 (写し)、住民票 (写し) 等) 充電用コンセント本体を確認する書類 <ol style="list-style-type: none"> ①充電用コンセント購入費の見積書 (写し) メーカー名、型式、購入価格 (予定価格)、購入費の支払条件が明記されているもの 充電用コンセント設置工事を確認する書類 <ol style="list-style-type: none"> ①充電用コンセント設置工事に係る見積書 (写し) ②工事着工前の要部写真 その他センターが定めるもの <p>●実績報告時</p> <ol style="list-style-type: none"> 充電用コンセント購入・設置完了報告書 充電用コンセント及び設置工事代金の支払い等を確認する書類 <ol style="list-style-type: none"> ①充電用コンセント及び設置工事の代金の支払い証憑 (写し) (注2) ②充電用コンセントのメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者の発行する保証書 (ただし、この場合、保証書のフォームはメーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。) ③充電用コンセント設置中及び完了後の要部写真 その他センターが定めるもの

注2. 申請者宛ての領収証 (購入者が受領したもの) が金融機関振込み等で無いものについては、金融機関発行の振込証明書 (振込金明細書、受取書等) (写し)

(別表3) クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金管理規程 (戸建て住宅充電用コンセント)

<p>クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金管理規程 (戸建て住宅充電用コンセント)</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した取得財産について、補助事業の完了後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。
--

2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。また、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表は、センターが開示を求めた場合は、開示しなければならない。

3. 補助金の交付を受けた者は、センターが別に定める期間（注）内において取得財産を保有し、処分を制限された取得財産を処分（補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供すること）してはならない。

4. 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において、取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。また、前項の規定に該当しない処分及び処分を制限されていない取得財産の処分をしようとするときは、取得財産等届出書をセンターに提出しなければならない。

センターが取得財産の処分を承認する場合においても、取得財産の処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返納を求める場合がある。また、センターの承認を得ずに、取得財産の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。

（注）センターが別に定める期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等を勘案して、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金交付規程（戸建て住宅充電用コンセント）第15条第2項及び16条第2項に基づく、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金業務実施細則（戸建て住宅充電用コンセント）に定められた期間とする。

（別表4）承認を受けて行われる処分のうち、センターが特に認めるもの

次に掲げる処分（譲渡の場合にあつては、譲受人が取得財産を処分制限期間中に新たな財産処分を行う場合は、あらかじめ財産処分に係るセンターの承認を譲受人自身が得ることについて合意がある場合に限る。）

1. 戸建て住宅の譲渡と併せて行われる当該充電用コンセントの譲渡。
2. その他センターが充電用コンセントの普及促進に特に必要と認める処分。

参考2. クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金業務実施細則（戸建て住宅充電用コンセント）

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金業務実施細則
（戸建て住宅充電用コンセント）

制定 令和8年3月30日

（趣旨）

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が行うクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金（戸建て住宅充電用コンセント）（以下「補助金」という。）を交付する業務は、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金交付規程（戸建て住宅充電用コンセント）（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、交付規程によりセンターが定めるこの業務実施細則（以下「実施細則」という。）による。ただし、交付規程第4条第2項に定める補助対象経費に係る充電用コンセント承認の手続についてもセンターが別に定める。

（用語）

第2条 この実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

（交付の対象の公表）

第3条 交付規程第5条第2項に基づき、別表1に補助金の交付の対象となる充電用コンセントを公表する。

2 交付規程第4条第3項に規定する補助対象経費に係る設置工事費の項目はセンターが別に定める。

（補助金の交付申請）

第4条 交付規程第6条第1項に規定するセンターが別に指定する申請期間は別表2のとおりとする。

2 交付規程別表2に規定する申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは別表3のとおりとする。

3 交付規程第6条第2項第一号に定める一つの工事とは、原則、同一施設に属する駐車場に充電用コンセントを1基設置する工事をいう。

4 交付規程第6条第2項第九号に規定する「中古品」とは、申請者が既に代金を支払い、設置し、メーカー発行の保証書等を受領した充電用コンセントをいい、「新古品」とは、申請者が代金を支払って既に所有する設置されていない充電用コンセントをいい、いずれもその購入費用は補助対象経費とはならない。

5 交付規程第6条第2項第十号に定める工事の施工開始とは、充電用コンセントに係る搬入や充電用コンセント設置のための基礎工事などの設置に係る準備や工事の一部又は全部の施工の開始のことをいう。

6 申請者は、交付規程第17条第1項に規定される手続代行者による申請を行う場合は、次の

各列記事項に定める項目に関し了承を得た上で手続代行を依頼し、センターへ手続代行者を届けなければならない。

- 一 手続代行者は、申請者が依頼する交付規程及び実施細則に規定される手続きの一部を代行すること。
- 二 手続代行に係る費用は、補助対象経費とは認められないこと。
- 三 補助金交付に係るセンター発行の通知書等の書類の通知先に関しては、全て申請者となること。
- 四 手続代行者は、虚偽の申請等不正行為を行った場合は、交付規程第24条に基づき、手続代行業務の停止及び名称の公表等の措置が科せられること。

(補助金交付額の算定方法)

第5条 交付規程第5条第3項に規定するセンターが別に定める補助金交付額の算定は、補助対象経費である設備の購入費と設置工事費を合算して行う。ただし、交付規程第7条第3項の規定による補助金交付決定通知書により交付した内容に対して、交付規程第11条第1項の規定による実績報告にて報告された補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

- 2 申請者が申告する充電用コンセントに係る購入価格及び設置工事費を合算した額に交付規程別表1に示す補助率を乗じた額と、別表1に定める補助金交付上限額のいずれか低い額を補助金交付額（千円未満の額は切り捨て。）とする。

(交付の決定等)

第6条 交付規程第7条第2項に規定するセンターが別に定める交付の決定を行う期間は別表2のとおりとする。

(計画変更の承認等)

第7条 センターは、交付規程第7条第4項に規定する交付申請に係る事項の修正、同条第5項に規定する条件の付加、同第9条に規定する計画変更の承認及びその他の理由により、当初の交付申請に係る補助金額が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

- 2 申請者は、交付規程第9条第1項の計画変更をしようとするときに、別表4にセンターが定める軽微な変更を行う場合は、センターに計画変更の申告をするものとする。
- 3 前項において変更の内容が工事の内容に関わらない軽微な変更とセンターが認める場合は、センターに変更内容の報告をもって届けることとする。
- 4 センターは、第2項において申告された変更の内容が、軽微であると認められる場合は、第2項に定める計画変更の申告をもって承認する。

(実績報告等)

第8条 交付規程第11条第1項に規定するセンターが別に定める実績報告の提出期限日は、別表2のとおりとする。

- 2 交付規程第6条第2項第十三号に定める充電用コンセントの設置完了とは、補助対象経費に係る充電用コンセントを稼働せしめる設置工事が全て完了した日のことをいう。

- 3 交付規程別表2に規定する実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表3のとおりとする。

(取得財産の管理等)

第9条 交付規程第15条第2項の取得財産の保有義務期間を別表5のとおり定める。

- 2 交付規程第15条第3項においてセンターが保有義務違反と認める処分は別表6のとおり定める。

(財産処分の制限等)

第10条 交付規程第16条第2項に規定する取得財産の処分を制限する期間を別表5のとおり定める。

- 2 センターは、交付規程第16条第3項に基づき提出された財産処分承認申請書の処分の内容が、補助事業の目的を達成できないとしてセンターが認めたときは、交付をした補助金の全部又は一部の返還を求め、財産処分承認通知書により通知するものとする。ただし、その取得財産の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次の各号に該当するときは、センターは補助金の返還を求めないものとする。

- 一 天災又は過失のない事故等により補助対象充電設備が使用不能となり廃棄処分した場合。
- 二 その他センターが特に認める場合。

- 3 前項において、センターが補助金の返還を求めるときは、減価償却資産における償却方法の考え方にに基づき、当該返還額は、補助金交付額等を勘案して算出される額とする。

- 4 補助金の交付を受けた者が、交付規程第15条第2項に定める保有義務期間に交付規程第16条第1項において処分を制限されていない取得財産の処分をするとき又は処分を制限された取得財産を同規程第16条第3項に規定された処分に該当しない処分をするときは、あらかじめ取得財産等届出書をもって届けることとする。

(予算の執行に関する措置)

第11条 交付規程第21条第2項に規定する交付の申請期間の見直しに関する必要な事項を次の各項に定める。

- 2 センターは、交付規程第6条第1項に基づき提出された交付申請の額の累計がセンターが別に定める予算額を超えると予想される場合又はその他不測の事態が想定される若しくは発生した場合は、交付の申請期間を短縮し、交付申請の受付を中止することができるものとする。

なお、この場合には、センターのホームページ上であらかじめ周知するものとする。ただし、申請受付残日数を考慮し、予告の是非判断は経済産業省の指導のもとセンターが行う。

- 3 交付の申請期間内に交付申請の額の累計がセンターが別に定める予算額を超えた場合は、到着日より先着順位を設定し、予算額を越えた時点で交付申請の受付を終了する。

なお、交付申請の到着日の日付が予算額を超えた当日及びそれ以降の申請については、これを無効とする。

- 4 センターは、交付規程第6条第1項に基づき提出された交付申請の額の累計がセンターが別に定める予算額に満たないと予想される場合は、第4条第1項に定める申請期間を超えて、交付申請を受付することができるものとする。

なお、この場合には、センターのホームページ上で交付の申請期間を延長することを告知する。

5 第3項の規定は、前項の延長を行った場合において準用する。

6 センターは、第2項の交付の申請期間の短縮及び受付の中止並びに第4項の交付の申請期間の延長を行う場合は、センターが別に定める予算額の範囲により、事業ごとに交付申請の受付期間を見直すことができるものとする。

(審査委員会)

第12条 センターは、有識者等による審査委員会を組織し、経済産業省に提出する交付規程の審議、実施細則の制定及び変更（軽微なものを除く。）、第1条に基づく補助対象経費に係る充電用コンセント承認の手続きの制定及び変更、交付規程第4条第2項に基づく補助金対象経費に係る充電用コンセントの承認等、その他補助金の交付業務に係る重要な事項等について、当該審査委員会の審議を経なければならない。

(様式)

第13条 交付規程によりセンターが定める様式は、様式J01から様式J32のとおりとする。

(附 則)

1. この実施細則の制定は、第12条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. この実施細則は、交付規程の適用日（令和8年3月30日）から適用する。

(別表1) 補助金の交付の対象となる型式

対象となる充電用コンセントはセンターホームページにおいてご案内いたしますので、参照してください。センターが承認した充電用コンセントが追加された場合は、順次センターホームページも更新します。

(次世代自動車振興センターホームページ <http://www.cev-pc.or.jp/>)

センターホームページの掲載フォーム

メーカー名	区分	型式	出力	充電口数
	種別			

(別表2) センターが定める期間等

交付申請期間 (注1)	交付決定期間 (注1)	実績報告期限日 (注1)
令和8年 3月31日(火) ～ 9月30日(水)	令和8年 4月～11月中旬	令和9年 1月29日(金)

注1. 詳細な日時や時間はセンターが別に定める。

(別表3) 交付申請・実績報告に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの

<p>●交付申請時</p> <p>①充電用コンセントを設置する土地を所有していない場合は、土地の利用及び充電用コンセント設置の許諾を証する書類</p> <p>②その他必要に応じてセンターが定めるもの</p> <p>●実績報告時</p> <p>①充電用コンセント代金及び設置工事代金の支払証憑の内訳明細（充電用コンセントの本体価格等の内訳が記載されているもの）</p> <p>②その他必要に応じてセンターが定めるもの</p>

(別表4) 軽微な変更

変更項目	変更内容
1. 工事内容の変更	①充電スペースの変更 ②充電用コンセントを同一敷地内で移動 ③その他センターが認める変更
2. 工事内容に関わらない変更	①申請者の住所変更（現住所から設置場所への移転に限る。） ②充電用コンセント設置場所の地番から住所表示等への変更

(別表5) 取得財産の処分を制限する期間

対象となる取得財産	保有義務期間	処分を制限する期間※
充電用コンセント		設置完了日から5年

(※処分を制限する取得財産は取得価格が単価50万円以上のものを対象とする。)

(別表6) 取得財産の保有義務違反とセンターが認めるもの

センターが取得財産の保有義務違反と認めるものは、次に掲げるものとする。

1. 充電用コンセントや同コンセントの設置に関し、安全上や法規上の問題が発生し取得財産の撤去などが求められた場合。
2. その他センターが充電設備の普及の促進に違反すると認めた場合。

参考3. 戸建て住宅充電用コンセントの申請・承認等に関する規則

戸建て住宅充電用コンセントの申請・承認等に関する規則

(趣旨)

第1条 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、令和7年度補正「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」（以下「本補助金」という。）の補助対象として「戸建て住宅充電用コンセント」の申請を受け付け、本補助金交付の補助対象の戸建て住宅充電用コンセントとして承認する手続きは、本補助金交付規程（以下「交付規程」という。）及び本補助金業務実施細則（以下「実施細則」という。）に定めるもののほか、実施細則第1条に基づきセンターが定めるこの戸建て住宅充電用コンセントの申請・承認等に関する規則（以下「本規則」という。）による。

(用語)

第2条 本規則で使用する用語は、交付規程及び実施細則の定めによる。

(戸建て住宅充電用コンセント申請者)

第3条 交付規程第4条第2項で定められた製造事業者（製造事業者が海外法人である場合にあっては、製造事業者の委託を受けた輸入事業者（海外法人の日本支店を含む。）とする。）（以下「戸建て住宅充電用コンセント申請者」という。）からの申請に基づき、センターが戸建て住宅充電用コンセントを本補助金の補助対象とするか否かの審査を行うものとする。

(戸建て住宅充電用コンセントの申請及び承認)

第4条 戸建て住宅充電用コンセントを補助対象として承認を受けようとする戸建て住宅充電用コンセント申請者は、センターが定める様式による戸建て住宅充電用コンセント承認申請書（以下「申請書」という。）をセンターに提出しなければならない。なお、最終提出期限は令和8年8月31日（月）とする。

- 2 戸建て住宅充電用コンセントの申請（以下「本申請」という。）は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。
 - 一 本申請に係る戸建て住宅充電用コンセントを補助対象としてセンターが承認した場合、当該承認は、戸建て住宅充電用コンセントの品質を保証するものではなく、品質保証、購入者への補償等はすべて戸建て住宅充電用コンセント申請者が負う。
 - 二 戸建て住宅充電用コンセント申請者は自己の責任の下に補助対象として承認された戸建て住宅充電用コンセントを公表（戸建て住宅充電用コンセントの販売促進のための宣伝などを含む。）することができる。
 - 三 本申請の際は、戸建て住宅充電用コンセント申請者は、別表1の申請要件及び別表2に記載の書類の添付を守らねばならない。
- 3 センターは、第1項記載の申請書の提出があったときには、これを受理して審査委員会にて審査し、承認することが適当と認めるときは、戸建て住宅充電用コンセント承認通知書（以下「承認通知書」という。）により申請者に速やかに通知するものとする。
- 4 センターは、承認通知書の発行の際に必要な条件を付すことができる。
- 5 センターは、承認通知書の発行を行ったときは、その内容をセンターのホームページで戸建

て住宅充電用コンセント申請者の要望を考慮の上、速やかに公表するものとする。

(申請又は承認の取下げ)

- 第5条 第4条第3項に規定する承認通知書が発行される前に申請を取下げの場合は、戸建て住宅充電用コンセント申請者は、センターが定める様式による戸建て住宅充電用コンセント承認申請取下書をセンターに提出しなければならない。
- 2 前項の申請取下書をセンターで受理し、センターで承認通知書の発行の手続きが行われていない場合は、センターは、遅滞なく戸建て住宅充電用コンセント承認申請取下承認通知書を発行し申請の取り下げを承認するものとする。
 - 3 第4条第3項の規定による承認通知書が発行された後に、戸建て住宅充電用コンセント申請者が戸建て住宅充電用コンセントの申請を取下げの場合は、戸建て住宅充電用コンセント申請者は、センターが定める様式による戸建て住宅充電用コンセント承認申請取下書をセンターに提出しなければならない。
 - 4 前項の申請取下書をセンターで受理したときには、当該戸建て住宅充電用コンセントの承認を取り消し、遅滞なくセンターのホームページからも当該戸建て住宅充電用コンセントを削除する。

(軽微な変更申請及び承認)

- 第6条 戸建て住宅充電用コンセント申請者は、第4条第3項の承認の通知を受けた後に、承認の通知に係る申請の内容の変更（戸建て住宅充電用コンセントの性能に係る変更を除く。）を希望するときは、センターが定める様式による仕様変更承認申請書をセンターに提出しなければならない。
- 2 センターは仕様変更承認申請書が提出された場合、審査委員会においてこれを審査し、適当と判断された場合これを承認し、仕様変更承認通知書により戸建て住宅充電用コンセント申請者に通知する。
 - 3 センターは、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
 - 4 センターは、第2項の承認を行ったときは、その内容をセンターのホームページで戸建て住宅充電用コンセント申請者の要望を考慮の上、速やかに公表するものとする。

(承認の取消し等)

- 第7条 センターは前条第2項の規定による承認の通知に係る申請の内容の変更の申請があった場合、又は、第4条第3項の申請承認通知を受けた戸建て住宅充電用コンセント申請者が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、第4条第3項の規定による決定の全部又は一部を取消、又は承認の内容、若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 一 法令、交付規程、実施細則若しくは本規則又は法令、交付規程、実施細則若しくは本規則に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。
 - 二 承認された戸建て住宅充電用コンセントと異なる仕様若しくは性能の戸建て住宅充電用コンセント、又は戸建て住宅充電用コンセントを改造（充電性能若しくは充電方式又は課金性能若しくは課金方式を、センターが承認した性能若しくは方式から変更すること等）し、戸建て住宅充電用コンセントを販売した場合。

三 戸建て住宅充電用コンセント申請者が申請手続きに関し不正、怠慢、その他の不適当な行為をした場合。

四 前各号に掲げる場合のほか、承認後に生じた事情の変更により承認通知に係る申請（本規則第6条の変更の承認を受けた場合は承認後）の内容全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 センターは、前項の規定による取消しをしたときには、戸建て住宅充電用コンセント承認取消通知書により、速やかに戸建て住宅充電用コンセント申請者へ通知するものとする。

（センターによる調査）

第8条 センターは、交付規程第19条第1項に従い、必要な範囲において戸建て住宅充電用コンセント申請者に調査を要請することができる。

2 戸建て住宅充電用コンセント申請者は、交付規程第19条第2項に従い、センターが第1項の調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

（提供された情報の秘密保持）

第9条 センターは、交付規程第22条の定めに従い、提供を受けた情報の秘密保持義務を負うものとする。

（不正行為等の公表等）

第10条 戸建て住宅充電用コンセント申請者による虚偽及び不正行為をセンターが認めたときは、交付規程第24条の定めに従い、不正行為等の公表などの措置を講ずることができるものとする。

（様式）

第11条 本規則によりセンターが定める様式は、様式細1から様式細7までのとおりとする。

（附則）

1. 本規則の制定は、実施細則第12条の審査委員会の審議を経て決定する。
2. 本規則は、交付規程の適用日（令和8年3月30日）から適用する。

別表1 戸建て住宅充電用コンセントの申請要件

以下の要件をすべて満たすこと又は戸建て住宅充電用コンセント等申請者が同意すること。

- ①戸建て住宅充電用コンセントの型式が定まっていること。
- ②戸建て住宅充電用コンセントは、日本配線システム工業会規格「JWDS-0033 EV充電用コンセント・差込プラグ」に適合していること。
 なお、基本型式から派生(外観色の変更など)する型式についても同様とする。
- ③センターが認めた型式及び製造番号を戸建て住宅充電用コンセント本体で確認できること。
- ④戸建て住宅充電用コンセント申請者による品質確認が終了していること。
- ⑤販売価格及び目標販売台数が確定していること。
- ⑥戸建て住宅充電用コンセントの製品原価を提示すること。OEMの場合は、戸建て住宅充電用コンセント申請者が調達先から購入した金額を製品原価として提出すること。(製品原価は、戸建て住宅充電用コンセントの審査及びセンターが補助金交付申請を受け利益等排除に該当する場合に補助金算出の目的でのみ使用)
- ⑦戸建て住宅充電用コンセント申請者は、補助金交付申請者(戸建て住宅充電用コンセント購入者と同じ。)に対し、直接、戸建て住宅充電用コンセントの保証書を発行しなくてはならない。ただし、戸建て住宅充電用コンセント申請者が工事施工業者、戸建て住宅充電用コンセントを販売する子会社、又は販売代理店などに保証書の発行を委託する場合はこの限りでない。この場合は、戸建て住宅充電用コンセント申請者が個々の保証内容を管理し、補助金交付申請者に対して保証義務を有するものとする。
- ⑧戸建て住宅充電用コンセントに市場不具合が発生した場合には、申請者が当該不具合の発生を承知した日から1週間以内に不具合内容と対策をセンターに報告すること。
- ⑨戸建て住宅充電用コンセントに市場不具合が発生し戸建て住宅充電用コンセントの稼働や撤去の状況等をセンターが求めた場合には、補助金交付申請者が設置した戸建て住宅充電用コンセントの稼働や撤去の状況等を報告すること。

別表2 戸建て住宅充電用コンセント申請時に提出すべき書類

- ①申請する戸建て住宅充電用コンセントの型式ごとに仕様、付属する装備、充電性能等を示す書類
- ②保証書(正規品のブランク用紙(注))及び管理方法の説明書
 (注)発行時には以下の必要項目の記載があること。
 - ・発行元(戸建て住宅充電用コンセントメーカー<管理部署名を含む>、別表1⑦に定める委託会社等)
 - ・発行先(申請者名)
 - ・戸建て住宅充電用コンセントのメーカー名、型式、製造番号又はシリアルナンバー
 - ・保証開始日及び保証期間
 - ・設置場所名称
- ③設置工事施工手順や電気配線仕様及び配線工事内容を解説した書類
- ④戸建て住宅充電用コンセントの利用方法を解説した書類
- ⑤OEMの場合は、上記①～④に加え、調達先との調達及び販売に関する契約書等の写し
- ⑥その他センターが定めるもの

参考4. 様式一覧

様式名	名 称	補助金交付後に使用
様式J01	交付申請書	
様式J03	手続代行者届出書	
様式J05	要部写真	○
様式J09	充電設備等設置工事完了報告書	
様式J11	取得財産等管理台帳・取得財産等明細表	
様式J15	変更届出書	○
様式J21	取得財産等届出書	○
様式J22	財産処分承認申請書	○
様式J32	状況等報告書	○

※様式は、オンライン申請システムもしくはセンターHP（補助金交付後）からダウンロードしてください。

※○印のある様式は、補助金交付後に使用する様式です。

戸建て住宅 への
充電設備設置事業 (充電用コンセント)

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電設備等導入促進
補助金 交付申請書

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

私 (申請者) は、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電設備等導入促進補助金交付規程 (戸建て住宅
充電用コンセント) 第6条第1項の規定に基づき、以下の通り交付申請します。

1. 申請者に関する事項				申請日	
(1) 住所	〒				
(2) 氏名又は名称 (法人等の場合は、名称)	フリガナ		法人番号(13桁)		
(3) 代表者名	フリガナ	フリガナ			
	役職:	代表者名			
(4) 申請者の区分	該当するものに✓してください。				
(5) 連絡先等	TEL	FAX	MAIL	※日中連絡できる 番号を記入	
	所属(個人の場合は記入不要)			フリガナ	担当者名(個人の場合は記入不要)

2. 申請に関する誓約

① 電子申請を行うに当たり、取得したID、パスワード(以下「PW」という)を第三者に漏えいしないよう厳格に管理します。当該ID及びPWを使って電子申請された場合は、申請者の手続きとみなすことを承諾します。この手続きにより申請者が不利益または損害を被ったとしても、センターに対して何ら賠償を求めません。

② 電子申請でそれぞれ行う交付申請、実績報告及び変更届等並びに同時に添付した書類等は、申請者の責任の下に確認した真正な申請、報告または届出等並びに書類等であり、虚偽の内容は含まれていないことを表明し、保証します。

③ 「暴力団排除に関する誓約事項」(※1)を確認し、これに同意します。

④ 補助事業を遂行するための売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、交付規程(戸建て住宅充電用コンセント)第6条第2項第四号の規定を遵守します。

⑤ 設置した充電設備等の保有義務期間を厳守します。

⑥ 申請する充電設備および設置工事に関して、国の他の補助金を申請または受領していません。

⑦ 補助金の交付決定等に関する情報(申請者名(交付決定先)、法人番号、交付決定日、交付決定額等)がオープンデータとgBizINFO(ジービズインフォ)に公表されることを了承します(申請者が個人の場合を除く)。(※2)

⑧ 本申請等によりセンターが入手する個人情報、申請者への問合せ、補助金の交付などの通知及び振込、財産処分制限にかかる調査、その他センターが行う調査、充電設備の設置場所等に関する情報の一般への情報提供などを目的とし、センターが定める個人情報保護方針(※3)に従って使用されることを了承します。

⑨ センターから求められた場合は、充電設備の利用状況等に関するデータをセンターへ提供します。

⑩ 補助金の交付を受けた場合は、充電設備の設置場所等に関する情報を一般へ提供することを了承します。

※1 クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電設備等導入促進補助金交付規程(戸建て住宅充電用コンセント)別紙を参照してください。

※2 gBizINFO(ジービズインフォ)とは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。
(<https://info.gbiz.go.jp>)に掲載しています。

※3 センターの個人情報保護方針については、センターHP(<http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html>)に記載しています。

以上の内容を確認の上同意し、交付申請内容に間違いがないことを誓約します。

* 一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という)のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電設備等導入促進補助金は、経済産業省が定めたクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電設備等導入促進補助金交付要綱第3条第1項に基づく国庫補助金を民間団体等に交付するものです。

審査管理No.		センター 確認	/	/	/
最終データ 更新時刻					

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金
手続代行者届出書

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

手続代行者

〒

(1) 住所

フリガナ

(2) 法人名等

TEL	FAX	MAIL	※日中連絡できる 番号を記入

(3) 連絡先等

フリガナ
担当者名
所属

申請対象

設置場所名称

私（申請者）は、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金交付規程（戸建て住宅充電用コンセント）第17条第1項の規定に基づき、上記の者に申請の手続き代行を委託いたします。

届出日

申請者:氏名又は名称

審査管理No.	
最終データ更新時刻	

作成日 令和 年 月 日

申請者名	設置場所 名称	機器名	報告者	会社	
				所属	
充電設備等設置工事		機器名	氏名		
施工前	項目番号	(1)①	施工後	項目番号	(1)①
コメント			コメント		
施工前	項目番号		施工後	項目番号	
コメント			コメント		

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金
充電設備等設置工事完了報告書

令和 年 月 日

(工事施工会社)

業者住所	〒
業者名称	_____
責任者役職	_____
責任者氏名	_____

下記のとおり、充電設備等設置工事が完了したことを証明します。

記

申請者名		
設置場所	住所	
	名称	
設置工事完了日		
充電設備等設置工事の完了状況		
工事前	完了	
コメント	コメント	

以上

審査管理No.	
最終データ更新時刻	

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	メーカー名	充電設備等 型式	製造番号 または シリアル番号	単価 (円) (税抜き)	設置工事 完了日 (年月日)	処分 制限 期間 (年)	設置場所住所 及び 設置場所名称	充電設備等本 体補助金額 (円)	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程に定める処分制限額以上の財産とする。
 ただし、充電設備については処分制限額に関わらず全てを対象とする。
 2. 複数基設置の場合は、一基ごとに全ての項目を記入すること。

変更届出書

届出日 令和 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

補助金交付決定番号 第 充電- 号
(申請者)
住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

(設置場所)

名称

(手続代行者)
住所〒

氏名又は名称
及び担当者名

上記補助金交付決定番号をもって交付決定を受けたクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金の申請内容について、下記の変更がありましたので、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金業務実施細則(戸建て住宅充電用コンセント)第7条第3項の規定に基づき、届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後
変更年月日	令和 年 月 日	

以上

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電設備等導入促進補助金
取得財産等届出書

届出日 令和 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

補助金交付決定番号 第 充電- 号
(申請者)
住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

(設置場所)

名称

(手続代行者)
住所〒

氏名又は名称
及び担当者名

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産処分について、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電設備等導入促進補助金業務実施細則(戸建て住宅充電用コンセント)第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由	
財産の名称	充電設備等の内容 (メーカー名/型式/製造番号またはシリアル番号)
処分の内容	処分の理由
2. 備考	

財産処分承認申請書

申請日 令和 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

補助金交付決定番号 第 充電- 号
(申請者)
住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

(設置場所)

名称

(手続代行者)
住所〒

氏名又は名称
及び担当者名

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた補助事業に関する財産処分について、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金交付規程（戸建て住宅充電用コンセント）第15条第3項及び第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	充電設備等の内容 (メーカー名/型式/製造番号またはシリアル番号)
処分の内容	処分の理由
A.譲渡 B.廃棄 C.移設 D.その他 選択▼	

2. 処分の条件(該当項目を選択してください。その他の場合には条件を記入)

- (1) 補助金を返納します。
- (2) その他 選択▼

3. 備考

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金
状況等報告書

報告日 令和 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

補助金交付決定番号 第 充電- 号
(申請者)
住所〒

氏名又は名称
及び代表者名

(設置場所)

名称

(手続代行者)
住所〒

氏名又は名称
及び担当者名

上記の審査管理番号をもって申請した充電設備等設置の遂行状況等について、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金交付規程（戸建て住宅充電用コンセント）第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

充電設備等設置の遂行状況

以上

お問合せ先

一般社団法人 次世代自動車振興センター

〒103-0027 東京都中央区日本橋一丁目16番3号
日本橋木村ビル5F

TEL : 0570-000-299

URL : <http://www.cev-pc.or.jp>

受付時間 (平日のみ)

9:15~12:00

13:00~17:00

2026.03